

ふじよしだ

議会だより

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai/html/index.html>



パインズパーク 新緑まつり

第105号

平成21年6月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話 (22) 0612

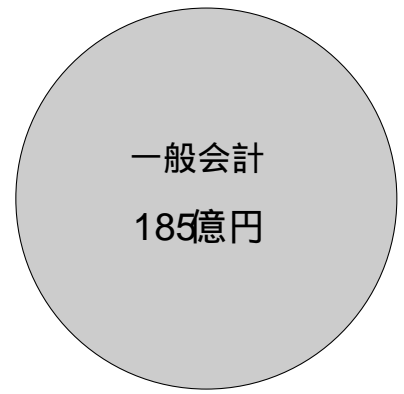
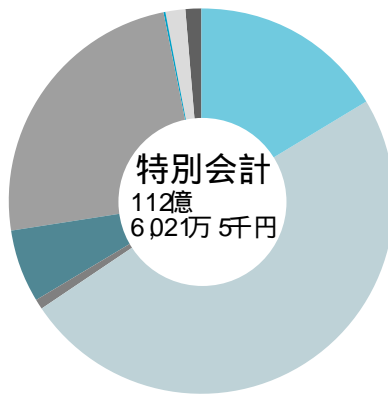
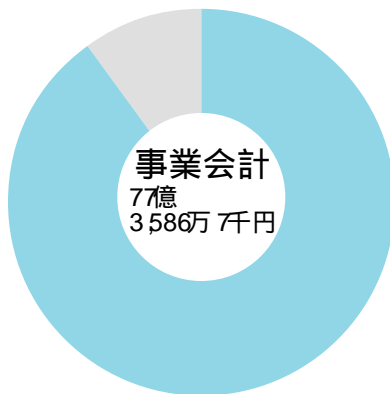
富士吉田市議会事務局

予算

平成21年度予算 総額 374億9,608万2千円

平成21年3月定例会は、3月4日開会され、21日間の会期を終えて3月24日に閉会しました。

この定例会では、平成21年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など11会計予算をはじめ、平成21年4月1日から平成23年4月26日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例など条例の制定4件、富士吉田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例など条例の一部改正17件、平成20年度一般会計補正予算など9件の補正予算、富士吉田市議会議員提案の富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正1件、富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定についてなど3件、富士吉田市副市長の選任など3件、合計48件の市長及び議員提出議案を審議し、すべて可決しました。



《編集委員会》

委員長 宮下 正男
委員 土橋 舜作
奥脇 和一
佐藤 みどり
渡辺 孝夫
渡辺 利彦

日程	内容
24日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 (閉会)
23日	建設水道委員会 付託議案の審査
18日	文教厚生委員会 付託議案の審査
17日	総務経済委員会 付託議案の審査
12日 13日 16日 18日	予算特別委員会 付託議案の審査
10日	本会議 市政一般質問
9日	本会議 議案の追加議案 ・委員会付託 議案の採択(即決) 市政一般質問
3月4日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 議案の採択(即決) (開会)

会期日程

上程案件一覧表

(新年度予算)

平成21年度一般会計・下水道事業特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・介護予防支援事業特別会計・看護専門学校特別会計・大明見水道特別会計・市立病院事業会計・水道事業会計

(補正予算)

平成20年度富士吉田市一般会計補正予算(第7号)・一般会計補正予算(第8号)・下水道事業特別会計補正予算(第2号)・国民健康保険特別会計補正予算(第4号)・老人保健特別会計補正予算(第1号)・後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・介護保険特別会計補正予算(第3号)・市立病院事業会計補正予算(第2号)・水道事業会計補正予算(第3号)

(条例の制定)

平成21年4月1日から平成23年4月26日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定について・平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市職員の給料の減額に関する条例の制定について・平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について・水道料金の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(条例の一部改正)

富士吉田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について・富士吉田市職員給与条例の一部改正について・富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について・富士吉田市手数料条例の一部改正について・富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について・富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について・富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について・富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について・富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について・富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について・富士吉田市立学校施設使用料条例の一部改正について・富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について・富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について・富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について・富士吉田市基金条例の一部改正について・富士吉田市介護保険条例の一部改正について

(議員提案による条例の一部改正)

富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(指定管理者の指定)

富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について・富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について・富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

(人事)

富士吉田市副市長の選任について・富士吉田市教育委員会委員の任命について・富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

人事案件

富士吉田市副市長
和光 泰氏(松山3丁目4番14号)

富士吉田市教育委員会委員
秋山勝彦氏(松山3丁目8番13号)

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員
白須一彦氏(新倉218番地)
萱沼郁雄氏(下吉田14番地)

費用弁償の廃止

「富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正について

今、3月定例会において、議員全員の提案により今まで、本会議や委員会に出席することに対し支払われていた、費用弁償を廃止する条例が可決されました。

委員会の審査から

予算特別委員会

平成二十一年度一般会計特別会計、事業会計など、合計十一会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、四日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

- 委員長 土橋 舜作
副委員長 奥脇 和一
委員 松野 貞雄
渡辺 信隆
宮下 豊
渡辺 忠義
佐藤みどり
渡辺 利彦
渡辺 幸寿
勝俣 米治
横山 勇志

一般会計

本案は、平成二十一年度富士吉田市一般会計予算でありまして、世界的な金融危機の影響から、本市におきましてこれまでになく大変厳しい財政運営を、余儀なくされることとなります。予算編成の手法としては昨年同様枠配分予算方式とし、各事業部が管理本部を中心に「選択と集中」の視点から、自主的・自律的な予算となっております。

その内容としまして、平成二十一年度予算の総額は、百八十五億円となり、前年度当初予算に比べ七・八%の増加となっております。

歳入の主なものとして、市税については、所在法人の業績不振等による法人市民税の減収や評価替えに伴う固定資産税の減収を見込み、全体として前年度当初予算に比べ五・三%減の六十二億八千九百五十二万円余りが計上されております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに安定的な財政運営に必要となる総額を確保するという方針に加え、生活防衛のための緊急対策に基づく増額分を加算する中で前年度に比べ二・七%の増となっておりますが、この一部は臨時費目として雇用情勢や経済・財政状況の厳しい地域に重点的に配分するという内容もあることから、本市においては、前年度当初予算額と同額の二十六億五千万円が計上されております。

また、新年度から新たに

ごみ処理については有料化とし、市民の皆様にご負担をいただくことなどから、分担金及び負担金は十二億八千七十八万円余りが計上されております。

このほか、国・県支出金二十六億五百七十七万円余り、市債十六億二千三百三十万円、繰入金十二億八千四百六十六万円余り、諸収入十一億三千七百九十二万円余りが計上されております。

次に、歳出については、はじめに、「安心で健やかな暮らし環境の確保」に、四十四億四千百万円余り、次に、「恵み豊かな自然の享受と継承」に十一億七千八百万円余り、次に、「安全で快適な暮らし環境の構築」に三十億九千三百万円余り、次に、「活力ある地域経済社会の構築」に二億二千九百万円余り、次に、「市民文化の形成」に、十五億五千八百万円余り、次に、「豊かな人間性の育成」に、十三億二千百万円余り、次に、「世界に開かれたまちの形成」に、予算額一億千五百万円余り、次に、「市民と行政の役割分担」に、六十五億七千百万円余りが主なものであります。

引き続き厳しい財政状況のもと、財源確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保に極力努め、国・県支出金や起債制度、基金

の有効・適切な活用などを含めて財源の確保に努めることが望まれるところであります。

また、長期的な視点に立った総合的な行財政運営の推進を図るべく、新年度予算は、第五次総合計画に則した事業別予算として編成されており、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、二十一年度予算は市税収入を六十二億八千万円ほど見込んでいるが、今後、長期的な税収の確に見込むためにも、社会経済状況や財政状況を敏感に察知するとともに、市内の産業構造などをより詳細に、分析し今後の税収の見通しを立て、素早い対応が図れるように努力すべきとの意見がありました。

また、市税の滞納について、今後新たに滞納者が増える恐れがあるので、さらに体制を強化し、引き続き収納対策に努力してほしいとの要望がありました。

また、納税の相談時ににおいて雇用についても併せて相談できるように体制を作ってほしいとの要望がありました。

予算編成方針の資料と予算編成との整合性がとれるよう注意すべきとの指摘がありました。

地方交付税についても、今後、国の動向を見極め、市の事業計画も見直していかなければならないとの意見がありました。

指定管理者について、民間活力の手法として地域の実情に沿った、また地域の自主性を持った形で対応してほしいとの要望がありました。

ごみ処理の有料化に向け、不法投棄や指定袋以外のごみの回収についても、対応を考えるよう要望がありました。

また、ごみの袋の単価について、応分の負担という見地から、近隣の町、村との調整を図ってほしいとの要望がありました。

生活保護費国庫負担金が増えているが、虚偽の申請などに対し厳格な審査を図られるよう要望がありました。

市村配分金については、今後どういった形で配分され、また予算計上すべきものかを検討していくよう要望がありました。

温泉スタンドについて、利用者の状況を見ながら、今後の運用について検討するよう要望がありました。

また、事業を実施するにあたり、今まで実施されてきた事業の中で、見通しの甘さがあるものが見られるので、今後事業を実施するにあたり、しっかりとした見

委員会の 審査から

通しをもって、また議会にも相談しながら、事業を進めるよう要望がありました。

慶應義塾連携事業については、市民にも分かりやすい形で、目に見えるような形で、慶應と県と市の三者が連携する中で事業展開をしてほしいとの要望がありました。

コミュニケーションセンター運営費については、委託料が減額されているが、市民サービスが低下することのないよう努力してほしいとの要望がありました。

新エネルギー事業や自然エネルギー事業は、今後も注目すべき事業であり、市民文化エリアや、小学校に太陽光パネルの設置を積極的に推進すべきとの意見がありました。

施設の修繕費の予算計上の方法について、今後研鑽をする必要があるとの意見がありました。

明見湖公園管理運営事業については、観光という側面も併せ持った考えがあると説明されているので、駐車場の整備計画などの検討をしてほしいとの要望がありました。また、施設の運営方法や、案内看板の設置などを検討してほしいとの要望がありました。

子育て支援の設備については併用の施設でなく、専用の施設を市内に確保して

ほしいとの要望がありました。

ごみ処理有料化に伴い、指定ごみ袋以外は回収しないという方針があるが、鳥獣対策の一環から、ごみの出し方について住民に対し啓蒙活動をしてほしいとの要望がありました。

中山間地域総合事業の集落道の早い供用開始を望むものであるが、富士見町の新開団地の入り口の道路についても、県と協議して、集落道の供用開始に併せて整備してほしいとの要望がありました。

プレミアム商品券について、議会での審議の前に新聞紙上で、補助金交付が決定したかのような記事が出たことに対し、今後注意するよう指摘がありました。また、事業実施については、補助金交付先である商工会議所が主体となつて、有効な活用をすべきとの意見がありました。

道の駅のエリアは「リフレふじよしだ」と言う名称になっているが、観光事業を実施するにあたり看板の設置など、観光事業を積極的に推進するよう要望がありました。

企業立地促進事業についての取り組みについて、市の発展のためにも努力してほしいとの要望がありました。

大明見古宮線については、

政治的に国と交渉する中で、実施設計の見直し業務が終了次第、工事着工に向け努力してほしいとの要望がありました。

スマートインターの整備については、アクセス道路等の整備も併せて地域の活性化につながり、国道百三十九号線の渋滞緩和や、当市の観光振興、災害道路としての役割など、その効果は多大なものであるため、平成二十五年の供用開始に向け努力してほしいとの要望がありました。また、フルインターとして整備してほしいとの要望がありました。

東富士一号線整備事業については、災害道路として必要な道路となるため、早期に開通してほしいとの要望がありました。

市民文化エリア整備事業については、多くの市民の要望が高いと言っているが、現状は違うのではないかとアンケートをとれば八十%が反対であると思われる。市民のことをよく考えて、補助金の先送りを国に要望するなどして着工はしばらく見送るべきであるとの意見がありました。

小学校の体育館建築において、舞台が必要かどうか学校関係者とよく検討してほしいとの要望がありました。

た。

外川家住宅については歴史、文化という面のほかに、観光という目的を持って、集客を図るような計画も必要であるので、周辺整備の事業として富士吉田市の水をPRすべく、水飲み場の整備などを検討してほしいとの要望がありました。

外川家住宅と博物館の管理運営について、指定管理者の導入なども視野に入れながら研鑽をしてほしいとの要望がありました。

給食センターの配送業務委託について、人件費の削減が図られたが、サービスの低下がないよう注意する必要がある。また、調理と配送の業務が別々となったことから、事故等があった時の責任の所在を明確にしておくよう要望がありました。

体育施設費について、徴収方式については、口座振替であるが手数料については利用者に負担がかかるという点について検討してほしいとの要望がありました。

総括質疑において、農業委員会の選挙人名簿の整備がまだなされていないが、適切にすみやかに対処すべきであるとの意見がありました。

また、予算編成において、歳入不足の状況のなかで、中期財政計画にも示されて

いる、市村配分金の対応については、更なる努力をしてほしいとの要望がありました。

また、指定管理者制度については、人員管理制度と併行して民間活力の導入を図るべく、民間との協働する形のなかで推進すべきであるとの意見がありました。

市民文化エリア整備事業については、文化の拠点として市民が待ち望んだ事業であると認識しており、また、雇用の創出という意味で、公共事業を実施することにより地域の活性化にもつながるといふことから、計画通り推進してほしいとの要望がありました。

昨年の予算委員会、市民文化エリア事業を実施するにあたり、市の総額予算は二百億円くらいになると答弁があり、今回二十一年度予算は百八十五億円になっている。他の事業については概ね減額となっており、住民サービスの低下につながるのと危惧されるが、他の事業への影響がないということであれば、来年度以降の予算編成は、二十一年度予算をベースにすべきとの意見がありました。

なお、本案に対し、反対討論として、百年に一度といわれる大不況のなかで、市税の大幅な減収が見込まれ、執行者の考えにも一貫

委員会の審査から

性がなく、また、市村配分金も不確定な状況下で、三十六億円もの市民文化エリア整備業が計上されている。平成二十一年度富士吉田市一般会計予算に対し三人の議員から反対であるとの討論がありました。

これに対し、賛成討論として厳しい財政状況下ではあるが、第五次総合計画や、中期財政計画を基本とし、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しや優先順位の徹底など、将来的な財政運営に配慮した編成内容となっており、賛成であるとの討論がありました。

また、本案に対する採決の後、奥脇和一議員から、少数意見の留保の申し出があり、所定の賛成者がありましたので、会議規則第七十四条第二項の規定により留保が決定されております。

特別会計・事業会計

特別会計は、下水道事業、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の八特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の二事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の

中で、国民健康保険特別会計では、特定健康診査等事業における検診率の向上並びに、疾病予防事業における脳ドックの受診率の向上に努力してほしいとの要望がありました。

介護保険特別会計では、五百名から六百名の入所待ちの高齢者がいるという状況のなかで、これからは介護にならないような予防事業を充実すること、在宅において介護する人材の育成という面の検討が必要であるとの意見がありました。また、国、県の許認可などの法の規制をクリアしながら、柔軟な発想をもって、恩賜林組合などの補助を活用するなどして市単独での対策を検討してほしいとの要望がありました。

看護専門学校特別会計予算では、歳入予算について、定員数による適切な計上を行い、生徒募集に関して努力をすべきであるとの意見がありました。また、看護専門学校のあり方について、現状の問題点を的確に捉えて、庁内検討委員会において検討し早く対応策を示すよう指摘がありました。

市立病院事業会計ではDPCの本格導入については、市民に対し周知を徹底し、安全で安心な医療の提供をすることが望まれました。総括質疑において、累積

欠損金の対応については、政策的な対応も必要となってくるので検討委員会を早く立ち上げ、対応策を打ち出してもらいたいとの要望がありました。

また、高度医療機器の導入など、病院の経営にかかわるような大きな問題を判断する時には、議会側にも

総務経済委員会

審議案件

- ① 富士吉田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ② 平成二十一年四月一日から平成二十三年四月二十六日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定について
- ③ 富士吉田市職員給与条例の一部改正について
- ④ 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の給料の減額に関する条例の制定について
- ⑤ 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
- ⑥ 富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について

相談すべきであるとの意見がありました。水道事業会計では、水道料金の値上げが今回予算計上されているが、審議会の答申にもあるように、経営の合理化に努め更なる研鑽をするよう要望がありました。

- ⑦ 富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について
- ⑧ 富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について
- ⑨ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算(第八号)

審議結果

- ① 富士吉田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でありまして、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、認可地縁団体の事務所に関する語句を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ② 平成二十一年四月一日か

ら平成二十三年四月二十六日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定でありまして、本年四月から現市長任期中の間における市長、副市長、教育長の給料の20%を減額するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③ 富士吉田市職員給与条例の一部改正でありまして、「一般職の職員の給与に関する法律」の一部を改正する法律」の施行に伴い、市立病院医師に対する初任給調整手当の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の給料の減額に関する条例の制定でありまして、管理職員等の給料を減額するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査の中で、本来は正當な労働には正當な対価で報いるべきであり、本市の財政状況に鑑み、適正な人員管理計画が必要であ

委員会の審査から

るとの指摘がありました。

⑤平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定でありまして、平成二十一年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正でありまして、他の地方公共団体を退職し引き続き本市職員に採用になった場合における勤続期間の算定基準を明確にするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手續き等に関する条例の一部改正でありまして、事業報告書への添付書類の追加など、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、指定管理制度についてよりよい指定管理先を選定できるような充実した制度にしてほしいとの意見がありました。

て、中小企業者等への経済支援対策として、現在実施しております利子補給金の交付率引き上げ支援措置を来年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算第八号でありまして、歳入歳出にそれぞれ四億三千四百六十一万八千円を追加し、総額を二百七億七千三百三十六千円とするものであります。

歳入では、地方交付税一億七千三百万円、土地開発公社経営健全化基金繰入金一億三百九十九万二千円、老人保健特別会計繰入金一億円等を増額し、法人市民税一億五千万円、土木債二千三百三十万円等を減額するものであります。

歳出では、財産管理費一億四千三十四万三千円、補助道路整備事業費一億三千九百六十万円、一般管理費一億五百四十八万八千円等を増額し、下水道整備費一億二千二百十万円を減額するものであります。

また、賦課事業外六件二億二千二百五十一万八千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

開発公社から引き取った土地については、積極的な活用を図るよう努力すべきであるとの意見がありました。

また、富士山世界文化遺産関係の寄付金を市で全額使えるよう研究願いたいとの意見がありました。

また、本市にとって市村配分金は大切な財源であるので、さらにこの問題を研鑽すべきであるとの意見がありました。

新倉南線及び新倉トンネルについては、地域の活性化に寄与するものであるので、順次整備を進めるべきであるとの意見がありました。

文教厚生委員会

審議案件

①富士吉田市手数料条例の一部改正について

②富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について

③富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

④富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

⑤富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

⑥富士吉田市立学校施設使用料条例の一部改正について

⑦富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑧富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する

る条例の一部改正について

⑨富士吉田市市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑩富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について

⑪富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について

⑫富士吉田市市民の体育施設の指定管理者の指定について

⑬富士吉田市基金条例の一部改正について

⑭富士吉田市介護保険条例の一部改正について

⑮平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

⑯平成二十年度富士吉田市老人保険特別会計補正予算(第一号)

⑰平成二十年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補

委員会の 審査から

り可決すべきものと決しました。

④ 富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、リサイクルの対象となる家電製品として液晶式及びプラズマ式テレビ等が追加となることなどから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、二〇一一年に地上デジタル放送への移行時の対応についても検討していく必要があるとの指摘がありました。

⑤ 富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正でありまして、現行の診療科目に形成外科及び救急科を加えることに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥ 富士吉田市立学校施設使用料条例の一部改正でありまして、市内小中学校の体育施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、小学生は基礎体力を付けるとき

であり、スポーツ少年団等の施設使用につき使用料を徴収することは好ましくないとの、今後、徴収方法等を含めて検討していく必要があるとの意見がありました。

⑦ 富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、「学校保健法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、参照する条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧ 富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定に基づく指定管理者に施設の管理を行わせることができるようにするため、並びに使用料の見直し等所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨ 富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、市民体育施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、スポーツ少年団等子どもたちの使用に関し、学校施設の使用と同様の考え方で、今後検討していく必要があるとの意見がありました。

また、老人クラブ等高齢者の使用料についても、減免などの措置を講ずるべきであるとの指摘がありました。

⑩ 富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定により、富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑪ 富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定により、富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑫ 富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定により、富士吉田市民の体育施設の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、

で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑬ 富士吉田市基金条例の一部改正でありまして、介護報酬の改定に伴い、新たに介護保険料の急激な上昇を抑えるための介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑭ 富士吉田市介護保険条例の一部改正でありまして、第四期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の額を改定するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑮ 平成二十年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第四号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ五千万円を追加し、総額を五十五億五千九百三十一千円とするものであります。歳入では、財政調整基金繰入金二千六百五十万円、療養給付費国庫負担金千七百円等を増額するものであります。

歳出では、一般被保険者療養給付費五千万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑯ 平成二十年度富士吉田市民健康特別会計補正予算第四号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億円を追加し、総額を五億三千六百一十一万円とするものであります。

歳入では、医療費国庫負担金五千九百三十九万二千円、医療費交付金二千九百六十七万六千円、医療費国庫負担金千七百七十七万二千円等を増額するものであります。

歳出では、一般会計繰出金一億円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑰ 平成二十年度富士吉田市民健康特別会計補正予算第一号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ五百七十七万五千円を追加し、総額を七億四千二百四十八千円とするものであります。

歳入では、国庫補助金五百七十七万五千円を増額するものであります。歳出では、賦課徴収費五百七十七万五千円を増額するものであります。

また、後期高齢者医療賦課事業五百七十七万五千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑱ 平成二十年度富士吉田市民健康特別会計補正予算

委員会の 審査から

第三号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億七千九百二十六万七千円を追加し、総額を二十六億六千八百一十三万三千円とするものであります。

歳入では、介護給付費交付金四千五十七万五千円、介護給付費準備基金繰入金二千五百九十万三千円、介護給付費国庫負担金二千四百三十六万四千円等を増額するものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費一億千六百八十五万七千円、施設介護サービス給付費六千五百四十四千円等を増額し、介護予防サービス給付費一千万円、地域密着型介護予防サービス給付費一千万円等を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑱平成二十年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第二号でありまして、今回、収益的収入及び支出につきまして、収入を千百四十一万一千円増額し、総額を六十五億千四百七十七千円とし、支出を千百四十一万一千円増額し、総額を六十四億二千六百六十七万七千円とするものであります。

収益的収入では、医業外増額し、収益的支出では、医業費用千百四十一万一千

建設水道委員会

円を増額するものであります。また、資本的収入及び支出につきまして、収入を五千万円減額し、総額を三億二千五百二十五万円とし、支出を六千万円減額し、総額を四億六千五百八十四万七

千円とするものであります。資本的収入では、補助金五千万円を減額し、資本的支出では、建設改良費六千万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議案件

- ①富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ②水道料金の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ③平成二十年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第一号)
- ④平成二十年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第二号)

審議結果

①富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、上宿団地の老朽化による一部取壊しに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②水道料金の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定でありまして、水道事業の健全かつ円滑な経営を確保することを目的として、装置料金及び水量料金を改定するため、関連する条例について、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、水道事業の収益減の原因のひとつに企業の井戸水への転換があるが、こういった企業への協力金の要請も前向きに検討すべきであるとの意見がありました。また、減収分を個人の料金に転嫁させるべきではないとの指摘がありました。

取水規制等の諸問題に関しては、慶應義塾との連携を生かしていくべきであるとの意見がありました。

水道料金の値上げに関しては、市民への理解を得る

ことが大切であり、事前に分かり易い資料を準備し、精力的に説明を行うべきであるとの指摘がありました。

さらに、厳しい経済情勢下、滞納が増えないよう心がけるべきであるとの指摘がありました。

また、特色あるまちづくりを目指していくためにも、本市のおいしくて安い水を広くアピールし、生かしていく必要があるとの意見がありました。

討論において、景気の後退の中で、市民への負担増は望ましくないと考えるところに、近隣の町村に比して住みにくいまちとの印象を与えることも危惧されるので、条例改正に反対である旨の討論がありました。

また、水道事業の健全性確保のための措置であり、条例改正に賛成である旨の討論がありました。

この後、起立採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決しました。

歳出では、総務管理費一億千十万円、下水道整備費千二百万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成二十年度富士吉田市水道事業会計補正予算第三号でありまして、今回、収益的収入及び支出につきまして、収入を二千七百六十六万六千円増額し、総額を五億四千七百八十八万六千円とし、支出を二千七百六十六万六千円増額し、総額を五億三千五百五十九万三千円とするものであります。

収益的収入では、営業外収益を二千七百六十六万六千円増額し、収益的支出では、営業費用を二千七百六十六万六千円増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



3月市政 一般質問

三月九、十日、本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（六月）より、市立図書館において閲覧できます。

また、今回の一般質問において、傍聴者の希望により、傍聴席に手話通訳士が配置されました。

（質問順）

- 渡辺 信隆 議員
- 秋山 晃一 議員
- 奥脇 和一 議員
- 宮下 豊 議員
- 渡辺 孝夫 議員
- 佐藤みどり 議員



渡辺信隆議員

① 公共施設整備計画について

【一回目の質問】

百年に一度の世界的な金融危機、戦後最大の経済危機と言われているこの時期、日本中の公共団体が、住民の生活、働く場所の確保を最優先に位置づけ厳しい財政状況の中、必死に予算編成に頭を悩ませているこの時期に、一年分の税金の六割に相当する税金を使い、総額三十六億円という大金を掛けて文化エリア整備を行うとしているが、市民が本当に理解すると、また、市民代表である議員も賛成できているのか。

こんな、大事業でありながら実施設計が終了したとして、大雑把な資料提出で、議員が質問してもしつかりと答弁出来ず休憩ばかり、その上当初予算に間に合わないとしてか、議会説明はたったの一回だけと云う前代未聞の有り様。
こんな時期に強引に工事発注したならば、賢明な市民の声で、「市長、任期半ばでご乱心」「市長不信任だ」の大合唱が起こりますよ。
それではまず、この時期にどうしても建設したいと

云う市長の「本音」をお聞かせ願う。

【一回目の市長答弁】

（仮称）市民文化エリア整備事業については、市民要望が高く、これまで本市の長年にわたる懸案事項とされてきた。
経済情勢の落ち込みなどを踏まえ、予算編成時点において、他の施策との調整を行い、財源からも検討を加え、実施の決断を下した。厳しい財政状況だが、財源の裏づけをもとに各種施策を積極的に実施し、行政水準の確保・向上を図ることが一般企業とは違う行政の役割であると考えている。

現在の施設は老朽化が進み、整備が必要であり、快適で機能的、安全に利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点施設として整備しなければならぬ。
事業の見直し時、基本計画等の策定時などの節目に、議会に報告、協議をいただき、適切に進めてきたものと考えている。
実施時期は、まちづくり交付金や防衛補助金の財政支援を円滑に受けるためにも、平成二十一年度から着手して平成二十二年度末に完了する必要があるが、国庫補助金や基金の繰入れ、市債の借入れなど必要な財源手当てができ、かつ、中期財政計画に基づき健全な財

政運営の見通しが明らかにされていることから、着工時期はこの時期しかないものと考えている。

【二回目の質問】

私は、戦後最大の経済危機だと言われているこの時期に、三十六億もの大金を使い行なう事業ではない。景気回復の見通しがつかずで見合わせたらどうかと云っているのである。あなたの考えが正しいのか、私の考えが正しいのか市民にアンケートを取ったらどうか。しばらく見合わせるべきか、すぐに着工すべきか、凍結すべきか、その結果市民の大半が賛成であれば私も賛成する。

我が市においては、全域に自治会が整備されており、各班も二十から三十軒位であり、班長さんにご足労いただければ一時間も掛からない。市民にアンケートを取るお考えがあるかどうかお聞かせ願う。

【二回目の市長答弁】

急激な経済の落ち込みなどを踏まえ、予算編成時点において、再度、本市の他の事業施策との調整を行うとともに、財源状況の観点からも検討を加え、実施の決断を下した。
現在の施設は、不特定多数の市民が利用しており、一日も早く非耐震性、バリアフリー化、アスベスト問

題などを解決し、安全で利便性の高い施設整備をすべきである。また、整備後も災害発生時の避難場所としての施設になるので、この事業は私に課せられた責務でもある。

更には、本市の活力を図る面からも、国庫補助金や基金の繰入れ、市債の借入れなど必要な財源手当てができ、かつ、中期財政計画に基づき健全な財政運営の見通しが明らかにされており、着工はこの時期しかないものと考えている。

したがって、市民アンケートについては、実施する考えはない。

【三回目の質問】

先の市長選挙において市民文化エリア事業に対し建設場所等も含め見直しをしたい。又事業等に対しても身の丈の行政を行なうと、市民に公約したと聞いていますが、選挙時に市民に対し公約した文化エリアの見直しとはどんな見直しだったのか、市長の云う身の丈の行政とは、どんな行政を公約したのか答弁願う。

【三回目の市長答弁】

市長選において、この事業の見直しを公約の一つとして、掲げたものであり、当該事業を進めるにあたっては、関連する担当部署からなる検討委員会を立上げ、図書館の規模、建設場所の

選定や市民会館、富士五湖文化センターの課題に対応した建設事業費など、あらゆる角度から総合的に検討した。結果、現在地に図書館、市民会館の複合施設の建設をすることにより、機能が一体となり、各施設が有効に活用でき、管理・運営面でも効率化を図ることができる。

また、文化センターの同時改修により、敷地全体を再構築でき、各施設の機能が有機的に連携し、利便性が高まり、相互利用などの相乗効果が期待できるものと考えている。

こうした検討結果を踏まえて整備することが身の丈に合った事業推進であると考えている。

「四回目の質問」

場所も同じ、整備内容も同じ、誰が見ても見直したとは到底思えない。選挙時に見直し案は何も無かったのか。三十億から三十六億にすることが貴方の云う身の丈にあった事業か。

災害発生時に市民を守る拠点である市役所庁舎が老朽化しており、防災無線等の拠点も含め市役所東庁舎東館を整備すると、昨年基本設計、今年実施設計で二千二百万円余りをかけたが当分資金の用途がたないとして平成二十四年貴方の任期後に先送り、西丸尾市営住宅も整備するとし

て今年九百五十万円余りをかけ基本設計したがこれも思いつき計画で先送り。市民の命を守る市立病院も厚生労働省の地域がん診療連携拠点病院に指定され、治療機器設置費用として一億四千万円の補助金交付の内示も受けたが、建物等に多額なお金が掛かるとして、補助金を辞退してしまつた。

介護が困難であり、施設の入居を待っている人が五百人から六百人もいるこの現状にどう取組むのか。

看護専門学校、富士山アリーナについても財政が厳しいので廃止、閉校も視野に検討することであるが、それもこれも市民文化エリアに三十六億円もかけるため、他の事は犠牲にしなければならぬ。これが市長の云う身の丈の行政なのか。

市民生活を守る優先順位は(一)に市民の生命健康を守ること。(二)に就労生活の出来る環境を整備する事。(三)(四)が概ね整備出来てから、文化や娯楽等を楽しむ施設整備を行なうのが、私は優先順位だと思つが市長の考えをお聞かせ願う。

「四回目の市長答弁」

当該事業の見直しについては、本市の財政を前提に、建設場所の選定やどのような図書館がふさわしいか、規模等に検討を加え、併せ

て、市民会館及び文化センターが抱える課題等を含め、抜本的な見直しを行った。

先に示した事業計画は、こうした見直しを経た後の計画である。建設場所が従前の計画と同じ場所であり、同じ計画であるような印象を与えるが、本市の財政を前提として見直した結果、図書館の規模・面積など大幅な見直しを行った。

建設場所は、他のより良い場所を検討したが、市民会館及び文化センターが抱えるアスベストや地震対策などの課題解決の経費削減のために、同じ場所に建設することとした。

当該エリアは、不特定多数の市民が、文化活動等のため、毎日訪れ活用する施設なので、非耐震性の解消やアスベスト対策等市民の生命や健康を守るための対策は、第一義的に取り組まなければならない施策であると強く認識している。

こうした姿勢に基づき、当該事業は、後顧に憂いのないよう既に示した計画どおり進めていく。

市営住宅の整備については、現存するストック総合活用計画は策定以来既に五年が経過しており、中期財政計画の策定に伴う事務事業の平準化の必要性や住宅借地の返還要請等新たな課題が生じたため、計画内容に全体的な見直しを行うこととした。

また、東側庁舎も、非耐震性を解消し、防災センター機能を有する施設として整備していく予定であるが、多くの市民が利用する(仮称)市民文化エリアという公の施設の性格を十分考慮する中で、市営住宅同様事業の平準化を図つた。

地域がん診療連携拠点病院へのリニアックの導入については、現存するコバルト室において放射線治療を担当する常勤医師一名を確保し、国庫補助金一億四千万円を受ける中で事業を計画したが、医師の派遣元である大学側より新たに提案された整備内容は、当初予定していた整備費用の三倍近い費用を要するなど、一地方公共団体にとつて、極めて大きな負担が課せられることから、断念したものである。

看護専門学校、富士山アリーナのアイスアリーナは、中期財政計画において、公の施設のあり方を検討する施設として取り上げ、利用状況や費用対効果、施設の位置付け等は、今後あらゆる角度から検討を加え、関係各方面との議論を積み重ね、本市の実情にあつた措置を検討していく。施設の有効活用を主眼とした検討であるので、当該事業の優先度とは、別の視点で考えていただきたい。

市民生活を守る優先順位は、同感であり、その考え

に基づき、引き続き当該事業を推進していく。

「五回目の質問」

市長が変わつたら総事業費の関係から図書館の面積を約三百坪縮小しても図書館機能は変わらないということはどういうことか。

市民文化エリアを見直した結果、富士五湖文化センターの床面積は約四十二坪も縮小されたが工事費については前回の計画では十億五千九百万円だったのに対し、今回の計算では十三億四千万円で、見直しをしたら二億八千二百万円も金額が増えている事は、一体どうということなのか説明願う。

また、昨年の夏頃市民文化エリアの説明を受けた際、富士五湖文化センターは建設当時、忍野村、山中湖村の入住民の皆さんにも利用して頂くことを条件に恩賜林組合の理解を得て当時のお金で一億円の建設補助を受け、その際名称も市民会館でなく富士五湖文化センターとした経緯から、建設当時の理解をもう一度、忍野村、山中湖村、恩賜林組合に対し協力を働きかけ、なるべく借金をしない様、努力したらどうかと提案したが、その働きかけはしたのか、しなかつたのかお答え願う。

3月市政 一般質問

「五回目の市長答弁」

当該事業については、関連する担当部署からなる検討委員会を立ち上げ、山梨県内の公立図書館の蔵書冊数、貸出点数、人口規模などを参考に検討した結果、公立図書館としての役割を十分に果たせる規模として、二千㎡程度としたものである。

富士五湖文化センター工事費の増額については、リハール室及び舞台倉庫の増築、壁面の改修工事、屋外階段の撤去工事等に加え、さらには、前回の計画時点と比較して、原油価格の高騰に端を発した建設資材の高騰も要因の一つである。今回の当該事業の推進にあたり、恩賜林組合からの補助金を受けるための働きかけは、現在のところ要請していないが、市の財政負担の軽減を図る上で、今後、恩賜林組合に対して、補助金が受けられるよう働きかけを行っていく。

「六回目の質問」

国土交通省からのまちづくり交付金にしては、前計画より約十二億円余りを予定しているとの説明、その後ほとんど減少し最終的には五億円、防衛省補助金も事業費に関係なく定額補助、いわゆる当てがい額の三億八千万円、補助金確保についても事務的交渉結果だけで政治的交渉結果が

全く見られない。何が何でも着工しなければ国交省の補助金が流れてしまうと云っているが、国交省に対し補助金の繰越、又防衛省に対しても何らかの補助対象枠を確保し、補助金の増額が得られる様政治的に汗をかいた事があるのか、お答え願う。

「六回目の市長答弁」

まちづくり交付金については、事業費の四十%を上限として交付を受けられる制度であり、前計画の時点では、上限の率を適用し、十二億円程度の交付金を想定したものである。

その後、まちづくり交付金を受けるために、平成十八年三月に策定した都市再生整備計画の申請時において、文化センターの改修事業などが交付金の算定基礎とならないとの指導を受け、さらに事業の見直しなどにより、交付額が変わってきたものである。

この経過については、前計画において行われたものであり、その間も数回にわたり、議員協議会などで議員各位に御説明を行ったところである。

市長就任以降のまちづくり交付金については、新たな計画に基づき、これまで同様に、議員協議会などで議員各位に説明してきたところである。政治的交渉等について、

国土交通省のまちづくり交付金は地域主導型の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度である。その交付期間は、三年から五年間と定められており、五年を超え事業期間の設定はできないこととされている。

国からの補助金確保については、国においては、構造改革の一環として進めてきた「三位一体の改革」の実施により、補助金の獲得は、非常に厳しくなっている。

このような状況下において、時代は大きく変わっており、政治的交渉をもつて既に決定している補助額を増額させることなどは、非常に困難であるものと考えている。

「七回目の質問」

富士五湖文化センター改修工事だけで、建築資材の高騰を理由に、前回の設計金額よりも二億八千万円もの増額はおかしいと云っている。補助金の件も、補助金対象外部分について知恵を絞る相手方と交渉し補助金確保をする事が政治的交渉だと云っている。市長も認識している通り、今後の補助金確保は大変厳しい時代になり、相手方との人間関係を築き、政治家の皆さんの力も借り日夜努力する事が市長の責務である。

務である。

最後に、提言しておくが、市民文化エリアに三十六億円もの大金を使った後は、高齢化社会と人口減少で市の税金は減るばかり、今後は国の財政状況から見ても、国からの交付金、補助金も減るばかり、取り崩し可能な貯金は無、その上毎年二十三億円余りの借金返済、我が市は大変な財政危機が到来することを強く指摘し、私の質問を終わる。

「七回目の市長答弁」

富士五湖文化センターの工事費が増えたことについては、主に演劇やコンサート

トなどの出演者等の利便性を確保するためのリハール室及び舞台倉庫の増築、大ホールへの音響効果を高めるための壁面改修工事などである。

補助金の確保については、まちづくり交付金制度や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守して補助金の確保に努めていく。

財政状況については、財政危機を招かないように、これまで目的基金を積み立て、国庫補助制度を活用する中で計画的に事業を進めている。



宮下 豊議員

① 財政について

「一回目の質問」

まず、初めに市立病院の財政状況について伺う。私の調査によると総額十七億七千五百八十二万円の欠損金、すなわち赤字である。本市立病院の場合、既に総額七億八千万四千三百十円を補填財源に充当し、すでに欠損金処理に充てるべき

積立金はゼロである。しかしながら、現在十九年度迄の累積欠損金合計は約九億九千六百万円あり、平成二十年の見込み数値を合算すると十四億円の累積欠損金が発生する。この累積欠損金をどのように処理されるのか、

また、累積欠損金が二十

億円を越えると病院経営上大変な状況が発生すると考えられるが市長の見解を伺う。

平成十九年度は九十一・六%の経常収支比率の数値であり、山梨県下十三市の中で最も高い数値である。今まで本市に於いて行政改革を推進してきた訳であるが、その成果は上がったのか、また成果が上がったとするなら具体的に数値を示して説明願う。

また、中期財政計画の中で策定の基本的な考え方として経常収支比率の上昇を極力抑制すると示されているが、現状が大変異常な高い数値であるとの認識をされた上でその考え方が示されているのか市長の見解を伺う。

次に、以下の点につき元村の戸長である市長の見解を伺う。

一点目として、恩賜林組合は自治法に定められた特別地方公共団体としての一部事務組合であり、また、入会権擁護を基本理念とする村落共同体に基づく個人の権利集団である入会団体を統制管理する団体でもある私権と公法の二面性を兼ね備えた団体であるのか。

二点目として、恩賜林組合には、恩賜林組合議会が構成されているがその議員は組合規約第五条に基づき入会権の代表として各市町村議会より選出され最高

意思決定機関と考えられる。三点目として、旧十一ヶ村入会組合長の連名による申入書によると恩賜林組合の財産は入会住民の財産とされている。

四点目として、旧十一ヶ村入会組合長の連名による申入書あるいは公開質問状の報道後に市民でもあり、入会住民でもある多くの皆さんから国の特定給付金に準じて従来市村に配分された配分金を今回は百年に一度の経済危機なので直接入会住民に交付してほしい、交付するべきではないかと

言われている。それぞれ四点につき戸長である市長の見解を伺う。

【一回目の市長答弁】

大変厳しい状況下、医師確保のため、病院長とともにも直接関係方面に出向き、医師の派遣等について要請してきた。結果、確保が難しい医師も充足し、全診療科において診療が実施され、本地域の安心・安全な医療環境は整っている。また、現在策定中の公立病院改革プランの中で、経営体質の改善や効率的な運営など、検討を進めている。

今後、医療従事者の充実に努め、入院患者数の増加や入院単価のアップなどが入院収益の増加に繋がらないので、平成二十一年度からDPC認定病院への移行に伴う効率的な運用体制の確

立を図るため、病棟管理を行う専任看護師の配置や、看護基準七対一の取得に向けた準備など、入院収益の確保に取り組んでいく。

また、外来患者数は、平成十五年以降は減少傾向にあるが、これは、一次医療、二次医療をそれぞれ担うべき病院と地域の診療所とが、その役割分担を明確化し、各々の役割が浸透しつつある成果である。そこで、高度特殊医療等、市立病院でなければできない診療や検査、検診、人間ドック等の件数を増やすことで、外来収益の増加に取り組んでいく。また、事務職員数の削減、薬品費や診療材料費等の削減、委託経費の見直しなど、経費の削減に努めていく。

これらにより、収益の向上や経費の削減を図るとともに、中期財政計画でも今後の検討課題として「市立病院経営改革の推進に関すること」を位置づけており、富士吉田市立病院事業検討委員会でも市立病院のあり方の検討を進めていく。

経常収支比率について、本市の行財政改革は、平成十八年三月に策定した「集中改革プラン」に基づき、事務事業の再編・整理や廃止・統合、民間業者への委託の推進、職員の定員管理・職員手当等給与の適正化、第三セクターや行政経費の見直しなどを図り、住民

ニーズに即応する簡素で効率的な行財政運営を推進してきた。

また、昨年九月には、将来の財政運営の指針として、財政の健全性の確保に向けた「中期財政計画」を策定し、今後の財政運営の取組みを定めた。

平成十九年度の経常収支比率については、まず増加要因として、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金が、国の繰出基準の変更により臨時的経費から経常的経費にカウントされることになったことが挙げられ、対前年度比で三ポイントの増加を招いている。

これに対し、退職手当を除いた人件費、物件費、補助費等がそれぞれ減少しており、集中改革プランに基づき職員定数削減等により、最終的な経常収支比率としては、対前年度比で〇・八ポイントの増加に抑えた結果となっている。

今後、中期財政計画に基づき、経常的経費の縮減に努め、経常収支比率の上昇を抑えていくことはもとより、指定管理者導入済施設やその他の公の施設の取扱いに関する今後の方針の具現化、新たな財源の確保や事務事業の外部委託の拡大などの行政課題を的確に捉え、地域の総合的な経営主体として、計画的かつ段階的に行財政運営の改革・改善に取り組んでいく。

恩賜林組合は成立の経過からして、入会統制管理団体としての一面を持ち、また、特別地方公共団体の一形態である一部事務組合として、法的位置付けをも併せ持つ団体であると認識している。

また、恩賜林組合議員は、旧五ヶ村区域の議員から選出されている状況からして、入会権利者の代表であり、重要な責を担うものであると認識している。

恩賜林組合の財産は、先人たちが守り抜いてきた尊い入会権益に基づく、一市二村関係入会住民の共有の財産であると認識している。

市村配分金については、恩賜林組合規約第十一条に基づき、市村に配分されているものと理解している。その市村が、この尊い財産を有効かつ効果的に活用することにより、元村の発展をもたらすものであり、入会住民への福祉の向上に寄与するものと認識している。

【二回目の質問】

「富士吉田市立病院検討委員会」も平成十九年四月五月にわづか三回のみ開催であり、その後ただ一度も開催されていない。

その会議の際、問題点の提起のみで具体的な改善策につき何ら検討がなされていない。そればかりか平成二十一年二月二十三日現在構成メンバーのほとんどが

3月市政 一般質問

退職者であり配置換えにより所管外になった人である。就任以来の二年間なぜ二回しか委員会を開催しなかったのか市長のご見解を伺う。

また、実質的に機能あるいは構成されておられない検討委員会の中で、今後一体何をどのように検討され、いつから改善策を実施されるのか、合わせて累積欠損金約十四億円を具体的にどのように会計処理されるのか誠意ある御答弁をお示し願う。

経常収支比率について伺う。平成十六年度と平成十九年度の数値を比較すると人件費、扶助費、公債費、繰出金の数値いずれも上昇し、一般財源充当数値合計で、六億三千五百十四万円上昇しており、結果として経常収支比率が大幅に上昇したと思われる。そのことを踏まえ見解をお伺いしているのであり、なぜ数値の上昇を抑制でなく数値を下げる目標を策定しないのか伺っているのである。

また、中期財政計画の中で平成二十一年度の公債費は約十三億円と策定されており、今回なぜ十六億円計上したのか、財政調整基金の取り崩しにて対応しなかったのかご見解を伺う。

平成二十一年度以降の経済動向は今後の市税収入に直接どのように影響があるのか中期財政計画の数値に

比してどうなのか数値を以ってお示し願う。また、国県から交付される各種譲与税や交付金についてもお示し願う。

平成二十一年度予算当初予算を見ると諸収入として恩賜林組合からの分収交付金十億二千八百八十八万円が歳入として計上されているが、二十一年度内に恩賜林組合にて歳出計上されない場合、いかなる会計処理を為されるのか御見解を伺いたい。

予算計上に当たって収入見込みの確実なもののみを計上することとし、確実になつたときに補正予算の方法による計上をすべきであり、なにゆえに今回きわめて当初予算計上時点で不確定な分収交付金を歳入として計上したのか合わせて市長の見解を伺う。

市村配分金について重ねて伺う。

まず一点目として、恩賜林組合会議は恩賜林運営における最高の意思決定機関と考えられるが戸長である市長の明確なご見解を伺う。

二点目として、市民でもあり、入会住民でもある皆さん方は恩賜林組合の財産は私どもの財産なので、こういう時こそ直接交付してほしいと切望されている。なぜ市民の声を最も大切にされる市長さんが無視されるのか到底理解できない。重

ねて誠意ある戸長である市長のご見解を伺う。

恩賜林組合の財産は入会住民の共有財産であるので、市村配分金は当然のことながら本市が主張すべき法的権利はない。また規約第十一条は決して市村配分金を請求する権利が認められておらず、ただ単に受給することが可能な、できる規定と考えられ市村配分金の予算措置はきわめて政策的ものと考えられる。

平成二十一年一月二十日付けで要望書を恩賜林組合長に一市二村長による連名にて公式に提出されたが、その回答を聞きに公式に出向かれたのかお伺いする。もし、出向かれないとするなら、なぜいかれなかったのか具体的にその理由をお示し願う。

「二回目の市長答弁」

市立病院事業検討委員会は、就任以来二回の開催に留まっているが、市立病院事業の検討については、これまでにもDPC認定病院に向けた準備病院の取得や在庫管理における預託在庫方式の導入などによる経費削減など、経営改善に取り組みとともに、本年度には市立病院内に「病院改革プランワーキング」を発足させ、病院の経営改善に関する基本的な考え方を整理し、本庁では、当該資料を検討委員会に準ずる関係各課の

メンバーにおいて協議し、報告を受けた。今後は、早急に検討委員会を開催し、現在策定中である公立病院改革プランの中で、経営体制の改善や効率的な運営など、その検討をさらに進めていく。

また、改善策としては、DPC認定病院への移行やそれに伴う病棟管理を行う専任看護師の配置、看護基準七対一の取得に向けた準備などによる収益の向上を図るとともに、事務職員数の削減、薬品費や診療材料費等の削減、委託経費の見直し等、さらなる経費の削減について、平成二十一年度から順次、実施していく。

累積欠損金については、高度医療等の不採算部門を担う公立病院としての責務が大きき要因でもあり、直近の二か年の欠損金が大きくなっているが、これは、平成十八年度の大規模な診療報酬マイナスイラスト改定やこれまでの引当金の取崩しが厳しくなった結果など外部的要因によるものが主であり、病院経営自体が著しく悪化したものではない。

処理については、地方公営企業法施行令第二四条の三第二項ただし書きの規定に基づき議会の議決を経て資本剰余金でつめられるが、通常の事業活動で生じた欠損金を資本金に近い性質を持つ資本剰余金をもって直

ちに補填することは、資本の維持を図ることが望ましい等から適当ではないと考えている。

このため、累積欠損金については、回収すべき指標として残しておくべきであり、現在、策定中の公立病院改革プランの基本的な考え方に基づき、経営体制の改善に努め、病院活動で生じる利益をもって処理すべく努力するものと考えている。

次に、経常収支比率について、平成十九年度決算統計の数値と対前年度比較を行った理由は、経常一般財源充当額の縮減に向けたこれまでの取組みの結果を直近の数値により示すことが適切であると判断したものであり、実際に退職手当を除いた人件費や物件費、補助費等に係る数値は、対前年度比で減少している。

平成十六年度と平成十九年度との比較において、人件費、扶助費、公債費、繰出金の経常収支比率上の数値がいずれも上昇しているとのことであるが、平成十六年度と平成十九年度との比較でも、平成十九年度の退職手当を除いた人件費は、対前年度比と同様に減少しており、財政構造の弾力性の確保に向けた取組みの結果が顕著に表れているものと認識している。

扶助費については、障害者福祉、高齢者福祉、児童

福祉、子育て支援、生活保護をはじめとする生活支援福祉などを展開するために必要な経費であり、急速に進展する少子高齢社会においては、これらの福祉施策を積極的に進めていく必要があることから経常一般財源充当額の伸びをみている。

また、公債費及び繰出金については、経常一般財源充当額の増加は、ごみ処理施設に係る市債の償還が本格化したことや一般会計から下水道事業特別会計への繰出金に係る国の繰出基準の変更が要因として挙げられる。

経常収支比率については、少子高齢社会の進展や社会経済情勢の変化等を勘案すると、今後、扶助費や国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などの他会計に対する繰出金の額が増加することが見込まれるので、今後も引き続き人件費、物件費、補助費等の経常一般財源充当分の経費を縮減していく。

新年度一般会計予算において、中期財政計画に比較し市債の計上額が増加している主な理由としては、(仮称)市民文化エリア整備事業に係る平成二十二年度からの前倒し事業分の市債や臨時財政対策債の枠の拡大によるものである。

また、財政調整基金については、中期財政計画において四億五千万円の繰入金

を予定しているが、計画最終年度の財政調整基金の残高を少なくとも二十億円以上確保するという基本姿勢を堅持していくために、財政調整基金の繰入は計画どおりとした。

平成二十一年度以降の市税収入や国・山梨県から交付される各種譲与税や交付金については、市税は、世界的な経済悪化による景気後退、企業収益や個人消費の悪化に伴い、大きな減収が見込まれる。特に、景気の動向に左右されることの多い法人市民税については、昨年九月以降、大きく減収しているところである。

この状況を踏まえ、中期財政計画では、平成二十一年度の市税収入総額を対前年度比で約四％の減少、税額にして六三億七千七百万円余りという推測で計上したが、日本経済の悪化により、新年度予算は、さらに約一・三％の減少、税額にして六十二億八千九百万円余りを計上した。また、新年度予算における国や山梨県から交付される各種譲与税や交付金も、国税や県税が原資であるため、国税・県税も同様の状況にあることから総体的に約九千三百万円の減収を見込んだ。

日本経済は、さらに悪化のスピードを急速に増してきているので、平成二十二年以後の市税収入や国や県からの交付金等は、新年

度予算よりもさらに減収するものと予測しているが、具体的な歳入歳出状況については、今後、中期財政計画の見直しを実施した後、示していきたい。

分収交付金の予算計上については、これまで継続的かつ安定的に分収交付金の交付を受け、それを財源として地域住民の様々な行政ニーズに応え、それぞれ関係市村の発展を図ってきた事実、百年に一度と言われた昨今の経済危機により生ずる住民生活への打撃、一市二村の財政の窮状等を訴えるため、山中湖村長及び忍野村長とともに恩賜林組合へ出向き、新年度においても従来どおりの分収交付金の交付を受けたい旨お願

いた。また、旧十一ヶ村入会組合も、一市二村への財政支援を図り、従前どおりこれを一市二村に継続して交付するよう、恩賜林組合に対し申し入れ、また、公開質問状を提出したと聞いている。

このような状況下において、予算が政策の表現とも言えることから、新年度予算も、こうした地域住民の意思が当然に反映された内容のものとなっていなければならず、仮に分収交付金の予算計上を見送るといふことになる、住民意思と相反する結果となり、民意が反映された予算とはい

ない内容になる恐れがある。

したがって、恩賜林組合における従来からの分収交付金の取扱い方、住民や入会関係機関の意思、地方財政法や地方自治法に規定する歳入予算に関する考え方を総合的に勘案し、本市の姿勢として、従来どおりの姿勢として、分収交付金を計上することがより適切な措置であると考え、「確実な見込額」として予算計上した。

また、かねてより配分を受けてきた分収交付金は、一市二村共通の認識であり、恩賜林組合からの回答の連絡がないために、私を始め二村長も恩賜林組合へは伺っていない。

なお、恩賜林組合会議会の恩賜林組合運営については、私から見解を述べる立場でない。

【三回目の市長答弁】

先日の新聞報道によると旧十一ヶ村入会組合と恩賜林組合が対立しているが、八十五％の権益を持つ元村の戸長である市長さんなら当事者としてこの混乱を解決できるし、また、することが債務であると考えることが見解をお示し願う。

今後の対立や混乱がこのまま引き続き長引くとするならば、恩賜林組合の解体につながる恐れがあるし、結果として入会権の消滅につながる恐れが同じようにあると大変危惧されるからである。この点についても戸長である市長さんのご見解を伺う。

【三回目の質問】

中期財政計画の策定と公表は予算編成や財政運営の指標と考えられるが、平成二十一年度予算案審議迄に中期財政計画の見直しを実施し、議会に提出することがあなたの債務と考えるがご見解をお伺いする。

分収交付金の交付に付き要望書にて恩賜林組合に行かれていたが再度のお願いは基より回答すら聞きに行かれて無いと答弁されているが、一般常識としてこの

したがって、予算編成に当たっては、中期財政計画を基本としながらも、その時々の本市の財政状況や市民の生活状況等を的確に把握し行政施策として予算に反映させ、精度の高い事務事業の執行計画として編成

3月市政 一般質問

していく必要があり、予算編成関連手続そのものが当該年度に係る中期財政計画の見直しに他ならない作業であると認識している。

今後、中期財政計画の見直しは、基本的には前年度の決算状況や当該年度の予算執行状況を分析・検証するとともに、事務事業の見直しを行い、その成果・結果を後年度の財政計画に反映させていくという手法を用い新たな中期財政計画を再編策定し、九月議会で議員各位にお示しする。

また、平成二十二年度以後の歳入数値について、市税収入や交付金等については、新年度予算計上額よりもさらに減収するものと予測している。しかし、具体的な数値は、地方譲与税は国税として徴収されたものが地方公共団体へ交付され、また、利子割交付金等は利子や株式配当等に課税された県税を原資として市町村へ交付されることから、今後、国税や県税の動向を注視し、また、国・県の考え方も参考にしながら、より精度の高い予測を立て中期財政計画に反映させていく。経常収支比率については、集中改革プランにおいて、人件費、物件費、補助費等に関する縮減目標数値を掲げ、目標達成に向けこれまで努めてきたが、その成果については、人件費、物件費、補助費等の数値に顕著

に表れている。プランは、平成二十一年度が計画期間の最終年度であるので、後年度に至るプランの見直しに着手するとともに、中期財政計画でも目標数値を反映させていく。

分収交付金の交付に係る要望については、山中湖村長及び忍野村長とともに、一市二村の財政状況や住民生活の窮状等を訴え、従来どおりの分収交付金の交付を受けるべく恩賜林組合にお願いに伺い、併せて要望書を提出した。地方公共団体の首長として当然の責務であり、行動であったと考えている。今後も、粘り強く所期の目的を達成するための要望活動を継続していく。

予算編成も、決して詭弁を弄して強引に計上したつもりではなく、姿勢として、従来どおりの分収交付金を計上することがより適切な措置であると考え、計上した。

この混乱を解決する考え方については、旧十一ヶ村入会組合が、恩賜林組合に提出した公開質問状で要請している懇談会は、恩賜林組合の事業に関する元村との調整などの意見交換を行うために設置された組織であり、この懇談会を早期に開催することが、肝要であると考えている。

そのことにより、入会住民の共通認識である「隣保

相愛の精神」を大切にしたい意見交換が行われることとなり、恩賜林組合の解体な

どにはつながらないものと考えている。



秋山晃一議員

① 経済の落ち込みに対する緊急対策について

「一回目の質問」

山梨県も知事を本部長とする緊急経済・雇用対策本部を設置し、臨時に二百人の雇用創出事業を実施することを決めている。こうした大変な事態を重くみて、総合的な対策を実施できるように市長を本部長とする緊急対策本部を設置して対応にあたるべきだと考えるが、いかがか。

二点目に、生活困難な方が問題解決のために八口ワークに行ったり、市役所に行ったりと何度も足を運ばれている。そうした当事者の負担を軽減するためにモハローワークとも連携をはかりながら、雇用の確保や、生活支援、住宅の斡旋などの相談を総合的に受けられるような相談窓口を市役所、あるいは八口ワークの窓口と併設するなどを検討されたらいかがか。

「二回目の質問」

三点目に、富士吉田市へは「ふるさと雇用再生特別交付金」四千五百八十二万円「緊急雇用創出事業交付金」二千二十三万円が通知されていると聞いていますが、雇用創出のとりにくみを思い切って規模をひろげて取り組んではいかがか。

高年齢者や子ども、障害者に対する福祉の仕事、あるいは教育の支援の事業に、これらの交付金を活用するとともに、市としても独自の予算も計上して大規模に雇用を創出する考えはないか。

また、保育料の軽減策をいままですすめることなど市民負担を軽減することについて検討すべきではないか。また、現在あるものも含めて、こうした負担軽減の制度については、親切丁寧に知らせて該当する市民が制度を利用できるようにすることが大切だと考えるがいかがなものか。

五点目に、生活支援サービスの充実であるが、派遣切りなどで仕事を失い収入を断たれるだけでなく、住むところも失うという生活基盤を失うことがある。それでも、我慢がまんを重ねて、所持金もなく、どうにもならなくなつて支援を求めるといふケースが増えることが予測される。

これまでも違った特徴は緊急の支援を要するということである。ところが最後のセーフティネットといわれる現行の生活保護では審査に二週間かかり、緊急の援助を必要としている人に対しては不十分な対応である。緊急な保護決定が必要かと考えるが、市長の考えはいかがなものか。

「一回目の市長答弁」

緊急経済及び雇用対策にかかる対策本部の設置は、社会情勢の変化に応じて、市政運営の最高方針や特に市政運営に重大な影響を与える事項を審議する政策調整会議、また行政の抱える

重要案件への対応等について検討する管理職会議などを随時開催しており、全職員が共通した認識を持つ中で対応できる体制となっている。

今般の厳しい経済状況を踏まえた経済及び雇用対策についても、本市の行政組織機能を最大限に活用する中で、経済分野のみならず全ての行政分野にわたり全庁的に対応可能な施策を図っている。また、今後より効率的な組織運営体制の充実を図り、この経済状況に対応していききたい。

相談窓口の設置については、やむなく解雇された人たちへの支援として、市内において大型企業等の撤退により失業者の発生が見込まれるような場合に備えて、本市、公共職業安定所、富士吉田商工会議所及び財団法人産業雇用安定センターとの間で、富士吉田市雇用促進連絡会議を設置し、雇用の維持、労働移動の円滑化及び雇用の創出への取組みを推進している。

総合的な相談窓口の併設については、現在、対応できる相談については親身になり受け付けており、具体的な雇用相談には公共職業安定所が対応している。今後、国、県及び関係機関との連携強化を図る中で、より迅速な対応図っていき

たい。
本市が取り組む雇用の創

出について、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金については、景気後退による雇用の影響が最も出やすい非正規労働者、中小企業や地方企業を中心にセーフティネットを強化し、雇用の下支え強化の対策に取り組む施策として国が第二次補正予算に盛り込んだものである。

これらの事業においては、雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化として地域における雇用機会の創出を主眼として事業展開を図ることから、ふるさと雇用再生特別基金事業として「下吉田街なか拠点事業」、「ホスピタリティ・ツーリズム事業」の二つの事業を、緊急雇用創出事業として「明見湖公園緑地管理事業」を進めていく。

ふるさと雇用再生特別交付金事業は、現下の雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情に応じて雇用再生のために各自治体が雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としている。

「下吉田街なか拠点事業」は、中心市街地の活性化に向け下吉田商店街の一角に地場産品や富士山逸品の展示販売、観光案内所、トイレ休憩所及び地域交流スペースなど、訪れる人々が憩える機能を保持した街なか

拠点施設を開設運営する事業であり、富士吉田商工会議所への新たに三名の職員の雇用創出が図られる予定となっている。

また、「ホスピタリティ・ツーリズム事業」では、吉田口登山道や御師の町並みに拠点を確保し、エリアを楽しく歩くための事業を展開していく。さらに、「富士山インフォメーションデスク」を道の駅内に開設し、富士山情報の発信に努めるとともに、周辺ハイキングコースを活用した「眺める富士山」ビューポイントについても、充実を図っていききたい。

これらの事業は財団法人ふじよしだ観光振興サービスへ委託し、新たに八名の職員の雇用創出を予定している。

緊急雇用創出事業については、「明見湖公園緑地管理事業」で水辺の豊かな自然を有する市立明見湖公園の管理運営事業における緑地管理業務の一部について、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者二名を対象に、半年の短期雇用ではあるが、次の雇用まで、つなぎの雇用就業機会の提供を予定している。

収入減に応じた市民負担軽減策の拡充で就学援助制度については、学校教育法の規定に基づき、経済的理由によって、子どもを就学

させることが困難な親・保護者に対して市がこれを援助することにより義務教育の円滑な実施を目的とするものである。

すでに、本年二月に各小中学校を通じて、全校児童・生徒に、就学援助制度に関して説明するとともに資料を配布した。現下の厳しい経済情勢や家庭の様々な問題から年々申請者も増加傾向にあり、今まで以上にきめ細やかな相談体制を整備し、対応していききたい。

保育料の軽減策については、保育料は、国の「保育所運営費国庫負担金」における保育所徴収金基準額を参考に各自治体で定めているが、本市では、基準額の所得税額の区分や入所児童の年齢区分を国の基準よりさらに細分化し、きめ細かく保護者の所得状況や児童の年齢を考慮した額を設定している。

市民負担軽減策としては、来年度には、乳幼児医療費助成対象年齢の引き上げや不妊治療費助成事業などを実施していく。少子化対策や次世代育成施策を今後の重要な課題として捉え、保育料の軽減も含め、きめ細かな対応を行うなど、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進に積極的に取り組んでいきたい。

緊急な保護決定ができる対応について、生活保護の相談があった場合は、保健

師・社会福祉士などを交え、きめ細かな相談を行っており、保護が必要な場合は、保護の申請をしていただいている。また、保護の開始は、原則として申請のあった日から十四日以内に決定することとされており、その間に預金・生命保険・資産及び扶養義務者の調査などを行い、保護の要否を決定している。

こうした保護決定にかかると事務手続きとは別に、緊急に援助を必要としている人に対しては、画一的な対応ではなく、状況に応じた対応を図り、緊急的な資金を活用するなど、適切な支援を実施している。

今後も、関係機関との連携を強化する中で、適正な生活保護事業を実施していききたい。

「一回目の質問」

相談の窓口であるが、ここに行けば解決するまで担当がついて、とことん相談に乗るから安心できるというような受け付け場所が必要である。ハローワークとの連携で総合的な相談窓口を設置していくという考えはまったくないのか再度答弁願う。

次に、新たな雇用の創出についてであるが、説明があった新たに雇用を創出される事業において、雇用の場は期間の長短はあるが、合計十三名の雇用だと思っ

3月市政 一般質問

まず、この数については雇用不安解消に向けてこれと不十分だが、わが市がとりくめる限界だとお考えなのか。あるいは不十分であり、今後さらにとりくんでいくことを検討されているのか。

つぎに内容であるが、日頃やろうとしても予算不足などで、なかなか人を配置することができない、高齢者や障害者福祉、保育などの児童福祉、教育の分野で雇用を創出してはいかがかと述べて市長の考えや、これまで検討されたことをお聞きしたのだが、この点についてはふれられていないので、このような分野での雇用創出を検討される、あるいは行なっていく考えがあるのかどうか答弁を求めたい。

程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならぬ」とある。いまの市長の答弁によると、こうした生活保護法に定められていることに即しての運用が行なわれていると受け止めてよろしいのか、この点についても答弁を求めたい。

「二回目の市長答弁」

相談窓口の設置については、雇用については、主に国が直轄で行っており、市としての対応には限界があるものと考えているが、対応できる相談は、親身になり受け付けており、四月から開設予定の定額給付金支給受付窓口においては、この期間中、総合的な相談へも対応を図り、具体的な雇用相談は、公共職業安定所の相談へとつなげていきたい。

今後、国、県及び関係機関とのさらなる連携強化を図る中で、よりの確な対応を図っていききたい。

今後の雇用創出における内容については、本市の雇用のニーズに対応した分野での高齢者や障害者福祉、保育などの児童福祉、教育の分野等を含めた活用策を総合的に検討する中で、対応を図っていききたい。

「三回目の質問」

緊急事態への臨時の対応の仕方として、市の窓口には八〇〇ワークの相談受付を併設するか、八〇〇ワークに市の職員が行って相談に乗るなどということが検討できないかと質問しているわけである。いまの答弁にあった、「公共職業安定所の相談へとつなげていく」ということの内容の説明と併せてお答えいただきたいと思う。

緊急の生活保護決定について、生活保護法第二十五条の「急迫した状況」とは、

「行き倒れ」などすぐに援助しなければ命に関わるような状況であると認識しており、要保護者が急迫した状況の場合は、法に基づき対応している。

「二回目の質問」

緊急事態への臨時の対応の仕方として、市の窓口には八〇〇ワークの相談受付を併設するか、八〇〇ワークに市の職員が行って相談に乗るなどということが検討できないかと質問しているわけである。いまの答弁にあった、「公共職業安定所の相談へとつなげていく」ということの内容の説明と併せてお答えいただきたいと思う。

緊急の生活保護決定について、生活保護法第二十五条の「急迫した状況」とは、

総合的な窓口の設置については、雇用については、国が直轄で行っており、本市としては、制度上、踏み込むことのできない点が多く、その対応については限界があることも事実であるが、市として対応できる住居、生活、健康、医療等の相談については、最大限の対応をしており、四月から開設予定の定額給付金支給受付窓口においても、この期間中、来庁していただければ、一か所での総合的な相談への対応を図れる体制の整備を行う。

「三回目の市長答弁」

新たに総合的な窓口を設置するといった手法を取るのではなく、各機関が限られた人員等の中で、雇用などの相談に対応するなど、それぞれの役割を担いつつ、より親身になり受付を行うことが、相談者が混乱をきたすことなく、相談内容に的確に対処できるものと考えている。

「具体的な雇用相談については、公共職業安定所の相談につなげていく」との答弁は、相談者が抱える様々な相談内容について、情報の共有化を図り、相互の連携を更に密にしてこの雇用を巡る状況に対応していく旨を申し上げたものである。

ので、公共職業安定所等の国の関係機関及び県とのさらなる連携強化を図る中で、より迅速で、また各々の相談者の状況に応じた的確な対応に努めていきたい。

「急迫した状況」の範囲拡大については、生活保護行政は生活保護法に則り事業を実施することとされて

② 国民健康保険について

おり、市独自の判断で範囲を広げて対応することは難しいものと考えている。

所持金がわずかしかないなど、緊急な場合への対応としては、相談者の状況に応じた対応を図り、緊急的な資金を活用するなど、今後適切な支援を実施していきたい。

「一回目の質問」

政府は、この一月に国保税が払えず国保証を取り上げられた世帯について、医療の必要が生じ、世帯主が市町村の窓口で医療機関への医療費の一時支払いが困難だと申し出た場合は、短期保険証を発行する方針だと決めた。富士吉田市の窓口においてもその主旨に沿って対応されるのかどうかお聞きする。

次に、このような政府の考え方の変化も生かして資格証明書の発行を機械的にするのでなく、支払い能力が存在するのに一年に渡って滞納を続けているなど悪質なケースに限り発行するなど、ひとつひとつのケースを良く見て、資格証明書は発行しないように対応すべきではないかと考えるがいかがなものか。

所得税では、障害があることや高齢者を抱えていることや養育しなければなら

「一回目の市長答弁」

国民健康保険被保険者資格証明書発行世帯への対応については、本年一月二十日付け厚生労働省保険局国民健康保険課より「被保険者資格証明書に係る政府答弁書」の通知があり、「国保世帯主が窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時支払が困難である旨の申し出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として当該世帯に対する被保険者証に対して短期被保険者証を交付することができるとされたものであり、本市でも、窓口で所定の申し出がなされた場合には、当該通知の趣旨に沿い、短期被保険者証を交付することとしている。

また、資格証明書の交付手順については、一律機械的に交付するものではなく

の方に市役所窓口相談に来なさいと言うのは大変無理なことを押し付けているような気がする。

以上三点について私の考えを述べたが、市長の考えはいかがか。後期高齢者医療保険について資格証明書短期保険証の発行についてどのように考えておられるのか答弁願う。

次に、後期高齢者医療保険制度の短期保険証、資格証明書の発行についてお聞きする。

第一には、先ほど国保税のところでも述べたのと同じ理由で資格証明書は発行すべきではない。

第二に、七十五歳以上という方々から医療保険証をとりあげるべきではない。

第三に、短期保険証の発行といつても七十五歳以上

当該世帯に対して「弁明の機会」の付与を、を送付し、弁明書が期限内に提出されない場合や弁明の内容の正当性を判断し、交付している。

国民健康保険税の所得割の減額措置について、国民健康保険税は被保険者の相互扶助に基づいた医療扶助制度の費用を賄う目的税である。国民健康保険税における標準課税総額は、応能原則と応益原則により構成されており、地方交付税で規定する応能応益割合は五〇対五〇とされているが、本市では、応能応益割合を六〇対四〇と応能割合を高く設定している。仮に、減額措置により応能割における所得割が減じた場合には、応益割である被保険者均等割や世帯平等割を上げることとなり、納税弱者への負担増となるので減額措置は適当でないものと考えている。

次に、七十五歳以上を対象とした後期高齢者医療制度における短期被保険者証及び資格証明書の発行について、本事業の実施主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、短期被保険者証については協議の中で市町村の取り扱い基準での交付としたが、本年度創設された制度であるので、短期被保険者証の交付並びに納付相談に市役所に来られない被保険者については、自

「一回目の質問」

宅に何通りの相談など、誠意を持って対応していきたい。

資格証明書の交付については、山梨県の広域連合内に設置されている減免等審査会において判断されるものであるが、その判断基準については、現在、国において精査しているところなので、具体的にどのよう所得状況の方が対象となるのか、今後の国の動向を注視している。

当該世帯の実情把握についてされていることはそれがすべてなのか、そのほかにもとりくまれることがあるのかどうか答弁を求め。

次に、所得割の減額措置について、所得税などでは税負担能力が小さいと配慮されている人が、この所得割については配慮されていないこともあるのではないかと述べて、調査することや、減額措置を行なう考えが市長にあるかどうかお聞きしたわけであるが、いまの答弁では、まったく調査もその結果の減額も考えてはいないというように受取れる答弁であるが、その点を明確に再度答弁願う。

最後に、後期高齢者医療保険の資格証明書の発行についてであるが、今回の答弁は「国の動向を注視する」ということで市長の考えは示しておられないが、資格

3月市政一般質問

証明書の発行についてはありうるという考えは前回と変わらないというものなのか、七十五歳以上の方が加入する医療保険制度として資格証明書の交付は極力避けるべきだ、こんな考えが市長としてあってもよいのではないか、その点について答弁を求める。

「二回目」の市長答弁

資格証明書の交付に伴う該当世帯の実態把握について、「弁明の機会の付与書」の提出状況や内容だけで判断するのではなく、該当世帯への臨戸訪問や納税相談等を行い、本人と直接面談することにより、悪質な滞納であるかどうかはもとより、家族の状況、支払能力など世帯の生活状況等をつぶさに調査把握し、的確に判断している。

所得割の減額措置については、所得割の課税方式には地方税法に基づく三つの方式があり、本市は旧ただし書き方式を採用しており、総所得金額から基礎控除額を控除した数値で算出した税額により課税をしている。また、税負担能力の小さい納税者に対しては、所得水準に応じて、応益割の六割あるいは四割の軽減措置を行っている。

所得割での減額については、この減額による不足分を被保険者均等割及び世帯平等割により補填する必要

が生じることから、結果的に納税弱者の負担が増すので、減額措置を行うことは適当でないものと考えている。

後期高齢者医療制度の資格証明書の発行については、山梨県後期高齢者医療広域連合が判断するものであり、現在、国においてその判断基準を精査しているところでもあり、今後の国の動向を注視しているところである。

「三回目」の質問

後期高齢者医療保険については一回目、二回目とも国の動向を注視しているという答弁であるが、国が基準を示したときに、市長としては、この後期高齢者医療制度における資格証明書の発行について市長の考えを示されるのかどうか。

最後に、そのところをはつきりお聞きしたい。

「三回目」の市長答弁

後期高齢者医療制度における資格証明書の発行については、現在、国においてその判断基準を精査しているため、今後の国の動向を注視しているところであり、国の判断基準に基づき、あくまで山梨県後期高齢者医療広域連合が運用基準を判断するものであるが、国の判断基準が示された時点において、その内容等を十分考慮する中で、本市として

の柔軟な対応が可能かどうか等について、改めて検討

していきたい。



渡辺孝夫議員

① 地下水資源保護及び保全について

「一回目の質問」

まず、第一標題の地下水資源保護及び保全についてであるが、現在、富士吉田市は「山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱」に基づき、第一種地下水採取適正化地域に指定されているが、要綱の内容を精査してみると、採取に関することに重点を置いており、井戸深度、井戸口径、井戸間隔等重要な項目が抜けているため、当市にとつては不十分な要綱であると思われるが、この点について、市長はどの様な認識をしておられるのか、お伺いする。

また、私は四年前と昨年の二度に渡り、地下水保全について質問しているが、いまだに前進がみられない。当市に住んでいると、井戸を掘ると水が出る事が当たり前の様になっており、水不足もあまり感じられない

「一回目の市長答弁」

本市は富士北麓の豊かな森林や清らかな水など、雄大な自然環境を有しており、これらは、私たちに潤いと活力を与えてくれている。湧水や地下水は、こうした自然の恩恵を受け、市民生活に欠くことのできない生活用水として利用されることはもとより、ミネラルウォーターの製造、工業用水等あらゆる用途の水源としても広く利用されている。現在、この地下水の保護施策として、山梨県におい

て、山梨県地下水資源の保

護及び採取適正化に関する要綱」が定められており、本市においても、この要綱に基づき、採取の適正化を図っている。

この要綱は、地下水採取に係る採取者の責務と指導基準を定めたものであり、井戸の深度、口径などの明確な規定がないが、県の運用手引きに基づき、井戸の間隔については三〇〇mの基準を適用するなど、井戸設置事業者の事前協議の際には、深度、口径その他重要な項目についても、適切な指導に努めている。

安全でおいしい水を市民に提供するための施策については、この自然の恵みである湧水や地下水も、取水の増加や気候変動などのさまざまな環境変化により、いつまでも豊富にあるものではなく、保全に係る対策も従来にも増して進めなければならぬものと認識している。

こうしたことから、本市は、平成十七年度から県内の各市町村に先駆けて、モニタリング井戸を設置し、長期的な観測データの収集・監視を続けていくが、各観測地点でのデータをみると、季節的な雨量と地下水の水位の変化は観測地点ごとに異なることや、水質はほとんど変化がないことなどの概況が観測されている。この調査は、本年度で完了するので、新年度におい

データの解析と所見結果を取りまとめ、しかるべき段階で議会にも報告し、地下水の利用を適切に管理する具体的な対策を講じていく。

また、今後は、地下水の適正利用と安全な水の確保を図るため、森林の保護育成などによる水源涵養を推進するとともに、地下水資源採取協力金制度も、中期財政計画に位置づけ、地域の環境資源を利用する事業者等が社会的責任を果たす方法として強制力を伴わない「協力金」という形の導入に向け、具体的な検討を進めていく。

【二回目の質問】

「地下水は無尽蔵ではない」との観点からも、これらの事実を把握するならば、現在の地下水採取の指導基準を網では不十分である。地域全体で考え、住民とミネラルウォーター業界とは、共生共存の姿が理想であると考えている。この事も踏まえ、地下水資源保護及び保全については、地域住民、ミネラルウォーター業界及び行政を含めた意見を集約し、無駄のない有効な地下水の利用に向けて、取り組んでいく必要があると考える。と同時に地下水資源保護及び保全は、地域住民だけでなく安心で、おいしい水の確保との観点からもミネラルウォーターの吉田ブランド化に一役買う事も期待される。一回目の答弁にも、地下水の利用を適切に管理する具体的な対策を講じていくとの事であるが、もう少し詳細に、再度市長の答弁をお願いする。

【一回目の市長答弁】

地下水の利用を適切に管理する具体的な対策については、地下水モニタリング調査の詳細な分析結果や環境審議会をはじめとする市民の皆様の幅広い意見をいただく中で、採取の適正化と水資源の保護保全を推進することを目的とした条例の制定に、平成二十一年度中にも着手していく。

また、条例制定と整合性をとりながら、市民共有の貴重な自然環境を次世代に継承していくために、「地下水採取協力金」制度を創設していく。この事業は、協力金を主な財源とする基金を設置し、森を育て、水を守る環境保全施策を実施していくものである。この、条例制定及び「地下水採取協力金」制度の創設に当たっては、円滑な導入と実効性を確保するため、山梨県や近隣町村との連携・協力を図りながら、ミネラルウォーター業界をはじめとした関連企業や市民の理解・協力を得られるよう、その趣旨普及に努めていかなければならないと考えている。

いずれにしても、市民の皆様が安全でおいしい水を提供するため、生活水源の確保を十分配慮するとともに、地下水の利用を規制することによる企業誘致等へ

②(仮称)市民文化エリア 整備事業について

【一回目の質問】

一点目として、多くの市民が待ち望んでいる施設の一つである図書館・市民会館・富士五湖文化センターは、長い間、わが市を始め、富士北麓の文化拠点施設としてそれぞれの目的に添った役割を果たしてきたが、現状においては、その使命が問われるようになった。

各施設は、築三十七年余りを経過し、老朽化が進んでいる中、市民の皆様が安全で安心して利用できる文化拠点施設を提供するため、早急に整備する必要があると考えるが、市長の考えをお伺いする。

また、今年度においては、基本設計・実施設計を策定し、議会への説明も行われたが、市民の皆様も大変、関心があると思われるので、整備事業の概要を併せてお伺いする。二点目として、(仮称)市民文化エリアの整備にかかる事業費の財源確保についてであるが、その総事業費は、約三十四億円余りと

の影響を最小限に止めることを念頭に置き、庁内の推進体制を整え、地下水の保護保全に向けた条例の整備と協力金制度をできる限り早い段階で着手していく。

報告を受けている。そこで、その財源の確保策等について、具体的な内容をお聞かせ願う。

三点目として、(仮称)市民文化エリア整備事業では、事業期間並びに完了年度が設定されていると思うが、事業のスケジュール等について、お聞かせ願う。

四点目として、建設工事についてお尋ねする。現在の世界的不況の中で、市内の建設関連の企業においても不況の波は押し寄せ、経営難を余儀なくされていることは、市長も十分承知していることと思う。市が平成二十一年度に着手しようとしているこの整備事業は、私は、建設規模や内容から見ても、市内の建設業者でも十分成しえる工事であると考えている。

そこで、この事業を地元業者に発注することは、地元企業の育成強化はもとより、地域経済へ与える波及効果は計り知れないものがあると考えているが、市長の考えをお伺いする。

【一回目の市長答弁】

(仮称)市民文化エリア整備事業については、現在の図書館・市民会館の施設は、老朽化が進み、利用者に対して、利便性や安全性の確保などを含めたサービスの提供、また、富士五湖文化センターのアスベスト対策、不適格建造物に対応するためにも整備することが必要であり、快適で機能的、安全で誰もが安心して利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設として整備しなければならぬ重要な事業である。

全体的な整備内容については、エリア内に新図書館、市民会館の複合施設の建設と富士五湖文化センターを増築・改修し、本市の文化活動・生涯学習・教育・交流の中核拠点施設として整備するものであり、文化施設という性質から特殊な設備等を考慮し整備するものである。

図書館・市民会館の複合施設については、地上四階建てで、一・二階を図書館、三・四階を市民会館とし、利用者の利便性に十分配慮し全館バリアフリー化、機能的・効率的な利用形態の整備、また、施設内に設置する小ホールには、音響設備、照明設備、舞台設備等を充実し、音楽会をはじめ各種イベントの開催が可能な施設とする。

データの解析と所見結果を取りまとめ、しかるべき段階で議会にも報告し、地下水の利用を適切に管理する具体的な対策を講じていく。

また、今後は、地下水の適正利用と安全な水の確保を図るため、森林の保護育成などによる水源涵養を推進するとともに、地下水資源採取協力金制度も、中期財政計画に位置づけ、地域の環境資源を利用する事業者等が社会的責任を果たす方法として強制力を伴わない「協力金」という形で導入に向け、具体的な検討を進めていく。

【二回目の質問】

「地下水は無尽蔵ではない」との観点からも、これらの事実を把握するならば、現在の地下水採取の指導基準要綱では不十分である。地域全体で考え、住民とミネラルウォーター業界とは、共生共存の姿が理想であると考えている。この事も踏まえ、地下水資源保護及び保全については、地域住民、ミネラルウォーター業界及び行政を含めた意見を集約し、無駄のない有効な地下水の利用に向けて、取り組んでいく必要があると考える。と同時に地下水資源保護及び保全は、地域住民だけでなく安心で、おいしい水の確保との観点からもミネラルウォーターの吉田ブランド化に一役買う事も期待される。一回目の答弁にも、地下水の利用を適切に管理する具体的な対策を講じていくとの事であるが、もう少し詳細に、再度市長の答弁をお願いする。

【一回目の市長答弁】

地下水の利用を適切に管理する具体的な対策については、地下水モニタリング調査の詳細な分析結果や環境審議会をはじめとする市民の皆様の幅広い意見をいただく中で、採取の適正化と水資源の保護保全を推進することを目的とした条例の制定に、平成二十一年度中にも着手していく。

また、条例制定と整合性をとりながら、市民共有の貴重な自然環境を次世代に継承していくために、「地下水採取協力金」制度を創設していく。この事業は、協力金を主な財源とする基金を設置し、森を育て、水を守る環境保全施策を実施していくものである。この、条例制定及び「地下水採取協力金」制度の創設に当たっては、円滑な導入と実効性を確保するため、山梨県や近隣町村との連携・協力を図りながら、ミネラルウォーター業界をはじめとした関連企業や市民の理解・協力を得られるよう、その趣旨普及に努めていかなければならないと考えている。

いずれにしても、市民の皆様にも安全でおいしい水を提供するため、生活水源の確保を十分配慮するとともに、地下水の利用を規制することによる企業誘致等へ

②(仮称)市民文化エリア 整備事業について

【一回目の質問】

一点目として、多くの市民が待ち望んでいる施設の一つである図書館・市民会館・富士五湖文化センターは、長い間、わが市を始め、富士北麓の文化拠点施設としてそれぞれの目的に添った役割を果たしてきたが、現状においては、その使命が問われるようになった。

各施設は、築三十七年余りを経過し、老朽化が進んでいる中、市民の皆様が安全で安心して利用できる文化拠点施設を提供するため、早急に整備する必要があると考えるが、市長の考えをお伺いする。

また、今年度においては、基本設計・実施設計を策定し、議会への説明も行われたが、市民の皆様も大変、関心があると思われるので、整備事業の概要を併せてお伺いする。

二点目として、(仮称)市民文化エリアの整備にかかる事業費の財源確保についてであるが、その総事業費は、約三十四億円余りと

の影響を最小限に止めることを念頭に置き、庁内の推進体制を整え、地下水の保護保全に向けた条例の整備と協力金制度をできる限り早い段階で着手していく。

報告を受けている。そこで、その財源の確保策等について、具体的な内容をお聞かせ願う。

三点目として、(仮称)市民文化エリア整備事業では、事業期間並びに完了年度が設定されていると思うが、事業のスケジュール等について、お聞かせ願う。

四点目として、建設工事についてお尋ねする。現在の世界的不況の中で、市内の建設関連の企業においても不況の波は押し寄せ、経営難を余儀なくされていることは、市長も十分承知していることと思う。市が平成二十一年度に着手しようとしているこの整備事業は、私は、建設規模や内容から見ても、市内の建設業者でも十分成しえる工事であると考えている。

そこで、この事業を地元業者に発注することは、地元企業の育成強化はもとより、地域経済へ与える波及効果は計り知れないものがあると考えているが、市長の考えをお伺いする。

【一回目の市長答弁】

(仮称)市民文化エリア整備事業については、現在の図書館・市民会館の施設は、老朽化が進み、利用者に対して、利便性や安全性の確保などを含めたサービスの提供、また、富士五湖文化センターのアスベスト対策、不適格建造物に対応するためにも整備することが必要であり、快適で機能的、安全で誰もが安心して利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設として整備しなければならぬ重要な事業である。

全体的な整備内容については、エリア内に新図書館、市民会館の複合施設の建設と富士五湖文化センターを増築・改修し、本市の文化活動・生涯学習・教育・交流の中核拠点施設として整備するものであり、文化施設という性質から特殊な設備等を考慮し整備するものである。

図書館・市民会館の複合施設については、地上四階建てで、一・二階を図書館、三・四階を市民会館とし、利用者の利便性に十分配慮し全館バリアフリー化、機能的・効率的な利用形態の整備、また、施設内に設置する小ホールには、音響設備、照明設備、舞台設備等を充実し、音楽会をはじめ各種イベントの開催が可能な施設とする。

3月市政 一般質問

富士五湖文化センターの増築・改修については、コンサート、講演会など様々なイベントを開催する利用者の利便性の向上を確保するため、舞台機構・舞台照明や音響設備の全面改修、防災、電気、給排水設備等の老朽箇所の改修、客席など全館をバリアフリー化にすることにより、利用者にとって安全で快適な施設とする。

当該事業は、地域の教育・文化の中核拠点施設として、施設機能の強化を図るとともに、利用者の利便性を十分に配慮したもので、市民の文化活動、交流、生涯学習の場として、今後数十年にわたり、多くの市民の皆様に利用・活用していただく施設である。

(仮称)市民文化エリア整備にかかる財源の確保については、図書館建設に向けて財源を確保していた教育文化振興基金九億円、公共施設整備基金六億円、市民文化エリア整備に伴う財政負担を軽減すべく、南関東防衛局との折衝の結果、得ることができました防衛省の民生安定事業補助金三億八〇〇〇万円、(仮称)市民文化エリアの整備を核とした下吉田地区の都市再生整備計画に基づき事業採択を受けた国土交通省の「まちづくり交付金」四億五〇〇〇万円、市債八億六九〇〇万円、一般財源約二

億四〇〇〇万円を予定している。

事業推進に当たつてのスケジュールについては、まちづくり交付金事業は、市民文化エリア、特に市民会館の建て替えを中心として整備することで、国土交通省の「まちづくり交付金」として事業採択を受けたものである。

交付対象事業の期間は五年であり、期間内に事業を完了しなければならぬ制度である。事業開始年度の平成十八年度から既に三年が経過し、残すところの期間は、わずか二年間となっており、この期間内に建設工事を完了しなければならぬ。非常に厳しい工事スケジュールとなるが、新年度早々にも一連の諸手続きを済ませ、その後、図書館・市民会館の複合施設の建設工事、富士五湖文化センターの増築・改修工事から着手し、駐車場の整備、外構工事を行い、全ての施設整備の完成は、平成二十二年年度末を予定している。

建設工事については、公共工事は本市の社会資本の整備・充実を図るとともに、大きな使命があるとして、公共工事に関連する建設業等が本市の地域経済を支える主力産業の一つとして機能していることから、地域振興を図る上でも大きな役割を担っている。こうした考え方に基づき、

建設工事等の発注については、これまでも地元業者が施工可能な工事は地域産業及び地元業者育成の観点から、業界全体の活性化を図ることができるよう地元業者の受注機会の確保に努めてきたので、今後引き続き、この基本姿勢のもと対処をしていく。

「二回目の質問」

市民が、長年待望んでいた施設であるので、平成二十二年までには、是非完成していただき、市民の意思に答えるのも市長の債務である。そこでお尋ねする。

一点目として、市長は、市民の文化活動の中核拠点施設として、(仮称)市民文化エリアの整備事業を整備するにあたり、財政状況が非常に厳しい状況の中にもかかわらず総額約三十四億四千万円の事業費で整備していくとの答弁であるが、市民や近隣地域にどのような効果が期待できるのかお伺いする。

二点目として、いつ起きるかも知れない災害時において市民の安全対策の対応としての施設のあり方についてお伺いする。

ご承知のとおり、本市は、発生率が高い東海沖地震、歴史的に見てもいつ火山活動が活発化するかもしれない富士山火山噴火、また、異常気象による風水害に対して、市民の安全確保のため

に万全たる対策を講じておく必要がある。

現在、市内には、避難場所として十四箇所を指定しているが、その中で(仮称)市民文化エリアの施設は、避難場所としての役割を持ち得る施設で重要かつ大切な施設であると考えている。災害時においての(仮称)市民文化エリアの施設のあり方、また、防災機能についてお伺いするとともに、一日も早く工事に着手し、市民が安全で使いやすい施設を整備し、市民が集い、賑わいのある施設として完成すべきであると考えているが、市長の考えをお伺いする。

「二回目の市長答弁」

(仮称)市民文化エリア整備事業は、多くの市民が待ち望んでいる施設であるので、新年度に工事を着手し、平成二十二年年度末までには完成させたいと考えている。

市民や近隣地域への効果等については、現状の市民会館、図書館、富士五湖文化センターは、施設の狭隘化、老朽化が進み、くつろぎのスペースや障害者への配慮が不足しており、また非耐震構造となっているため、施設を利用する多くの市民の皆様の要望や安全性などのサービスに配慮することができない状況下にある。

(仮称)市民文化エリアの施設の整備については、

市民の皆様の要望が高く、真に望み、心待ちしている事業であり、利用者にとって快適で機能的、安全で誰もが安心して利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設としての整備である。整備にあたっては、施設の機能の向上を図ることにより、地域に密着した市民文化活動の中核拠点施設として、本市の文化活動・教育活動の向上はもとより、各種イベント等の開催などにより、多くの市民をはじめ、富士北麓地域の住民などが集い、地域が一体となった新たな交流が深められる施設になるものと期待している。

また、市民文化エリアは、中心市街地の利便性の高い場所に位置しているため、多くの人々が行き交い、交流を重ね、賑わいを創出することに、中心市街地の活性化にもつながるものと期待している。

災害時における施設の役割については、市民会館等は東海地震、富士山火山噴火、風水害などの災害時の避難場所となっている。

このため、(仮称)市民文化エリアの防災機能などの付帯設備については、災害用トイレの設置可能な施設、緊急時に飲料水の確保ができる受水槽の設置、地域の防災に寄与する耐震性貯水槽などを整備し、万が一被災を受け、やむなく、

3月市政 一般質問

増築・改修し、本市の文化活動・生涯学習・教育・交流の中核拠点施設として整備するものであり、文化施設という性質から特殊な設備等を考慮し整備するものである。 スマートイン

ターチェンジの設置については、現在、環境美化センター周辺への設置に向け、国土交通省甲府河川国道事務所、山梨県、山梨県警察本部及び中日本高速道路株式会社と連携し、勉強会を重ねる中で鋭意作業を進めているところである。また、去る二月二十二日には、環境美化センター会議室において「地域住民説明会」を開催し、スマートインターチェンジ設置の目的や期待される効果、設置検討箇所などについて、周辺住民や企業等に対し説明し、理解をいただいたところでもある。

新年度においては、この事業をさらに推進するため、「スマートインターチェンジ推進室」を新設し、スマートインターチェンジの早期実現に向け、組織強化を図っていききたい。

また、スマートインターチェンジ設置に伴うアクセス道路については、県道富士吉田西桂線、市道向原小沼線、市道小明見上暮地線及び市道大明見下の水線を考えている。

県道については、スマートインターチェンジと一体的な整備が行われる予定で

あり、現在、実施主体である山梨県においては、その実現に向け、精力的に事業を進めていただいているところである。

市道向原小沼線及び市道小明見上暮地線については、車道拡幅を含め、改良工事を行い、早期に整備していくとともに、市道大明見下の水線については、区画整理事業の推進を図る中で、併せて整備していく。さらには、県道を延伸し富士見バイパスに接続する道路の整備についても、今後、山梨県に対し強く働きかけていきたい。

また、スマートインターチェンジの整備効果を十分に勘案する中で、アクセス道路や周辺道路の整備を積極的に進め、将来を見据えた戦略的な土地利用をも視野に入れながら、本市発展の起爆剤ともなり得る本事業の推進に力を注いでいく。財源の確保等については、予算編成時の歳入歳出の算定や財源の確保に向けた基本的な考え方は、地方財政法に規定されており、これを拠り所としつつ、「予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行われたい。」とする総務省からの指導を尊重する中で、新年度予算を編成させて

いただいたところである。また、本市が様々な行政施策を進めていく上において、国庫支出金は、重要な

つ不可欠な財源として認識しており、地方財政法に根拠を置く国の補助制度を活用すること自体が、私に課せられた責務のひとつであると受け止めているところでもある。

このような国庫支出金を活用し建設した公の施設等については、防衛関係補助事業として防衛省から採択を受ける中で、これまで多くの施設を整備し市民等の利便に供してきているが、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など社会情勢が大きく変化する中、有効活用されずにいる施設を本来の用途以外にも使用できるようにすることは、地域の創意工夫や効率的な活用を促すことにもつながり、地域の活性化にとつて、重要な役割を果たすものと考えている。

本市では、これまで、産業会館や総合医療センターにおいて、その時代や住民の要請に応えるため、本来の用途以外の使用を防衛省に申請し、その許可を受ける中で、在宅介護支援センター機能や小児初期救急医療センター機能を付加した施設への転用を図ってきた。

また、北富士演習場使用協定の都度、山中湖村、忍野村及び恩賜林組合との共通案件として、既存施設の運用に伴う運営費の軽減措置や既存施設の使用目的の

変更特例の新設等については防衛省に申し入れ、法の弾力的な運用こそ真の民生安定事業であると主張し続けてきている。

こうした中で、既存施設の目的外使用については、第八次北富士演習場使用協定における構成市村組合の共通案件に対し、防衛省からは、「民生安定事業により整備を行った施設のうち、社会情勢の変化等により、地元が有効利用を図るため環境整備法第8条の対象施設その他の公共施設へ転用する場合等においては、地元からの申請、国からの承認に代え、届出をもって承認を行ったものとするなど、既存施設の有効利用が図られるよう積極的に対応して参りたい。」という大変前向きな回答を得ている。

さらに、総務省からも、「補助対象施設の転用等の弾力化」について通知があり、各府省の共通した基本姿勢として、「十年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求められぬ。」、「十年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合は、前述したケースと同様の扱いとする。」という考え方が示されている。

こうした国の姿勢から、公の施設等の転用について

は、従来よりも大幅に要件が緩和されてきているので、中期財政計画等で示した公の施設等の今後の取扱い方針をさらに具体化し、施設の転用について個別的に掘り下げて参りたい。

「一回目の質問」

中期財政計画の検討課題では、庁舎建設もあるが庁舎は、もしもの有事の際、災害発生時における指令本部となることである。

本件はその整備も先延ばしにしてまで、この事業推進が果たして市民の同意を得られるものであるのか、老朽箇所の改修整備で済まないものなのか、利用者の利便性の配慮もあるが、知恵を絞って優先順位についても、考えられないものなのか、市民が切望する文化施設の実現には、民間活力の利用も考えられる。

全国では、一流企業による文化ホールが地域の要望の中で、実現している所もある。この地域には、国際的な大企業もある。広域的取り組み、これへのアプローチもひとつの方法ではないかと思う。

お考えがあるのならお聞かせ願う。又こうした民生活導入を検討した経緯があるのか、再度お考えをお聞かせ願う。

「二回目の市長答弁」

市民文化エリア整備事業

について、現在の図書館、市民会館や富士五湖文化センターの施設は、老朽化が進み利用者に対する利便性や安全性の確保などを含めたサービスの提供への対応や富士五湖文化センターのアスベスト対策、不適格建物に対応するための整備が必要である。

また、この事業は、利用者にとつて快適で機能的、安全で誰もが安心して利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設として整備しなければならぬ重要な事業であり、多くの市民の皆様の要望が高く、真に望み、心待ちしている事業でもある。

さらには、不特定多数の市民が利用される市民会館は東海地震、富士山火山噴火、風水害などの災害時における避難場所にもなっている。大規模非常災害時における市民の安全を確保することは、行政としての最優先課題のひとつであるとともに、避難場所の確保に關して万全を期すことは、私に課せられた重要な役割でもある。

したがって、(仮称)市民文化エリア整備事業は、本市の他の各種施策との調整を行い、実施について決断したものである。

老朽箇所の改修のみの整備については、現在の施設の状態から見て、耐震補強、バリアフリー化、既存不適

格建物への対応、アスベストの除去などで多額の費用を必要とすること、また、耐震補強のための補強材などの設置により、施設全体の機能が著しく低下することから、図書館・市民会館については、新たな施設として建設することとした。

民間活力の利用について、この事業の推進に当たっては、これまでPFI事業導入について検討を進めて参った。その過程では、書籍

② 牧野フライス製作所新工場の着工延期について

「一回目の質問」

二月四日の日本工業新聞の記事において、牧野フライス製作所の牧野二郎社長は二千年年度の設備投資についての質問に答える形で原則凍結だ、山梨県富士吉田市に予定している新工場は着工の先延ばしを考えていると書かれている。この先延ばしと云う記事を見てがっかりしたのは市民ばかりではなく、この北麓地区全ての住民の気持ちである。

こんな環境の中で難しい事はわかるが、この事は市にとつても大きな願いでもあり、ここに住む将来を背負う青少年にとつて大きなことである。

市長は所信表明の中で、この件について報告を受けたと述べているが、その報告は私が知った二月四日の

などの集積、利用者数の確保、地域の特色を活かした講座等の開催、他の施設とのネットワークの構築、司書の育成などといった課題が明確なものとなり、これらの課題を総合的に検討し、また財源の確保や費用対効果等をも考慮した結果、PFI事業は、なじまないものと判断し、(仮称)市民文化エリア整備事業についての民間活力の導入は行わないものとした。

新聞報道の前にあつたのか、又、その報告に対し、どういう対処をしたのかご答弁願う。

「一回目の市長答弁」

株式会社牧野フライス製作所の工場立地計画については、当初、本年三月着工を目指す旨の報告をいただいていたが、先般の新聞報道による同社長コメントを踏まえ、二月十六日に富士勝山事業所長から「今回の計画については、世界規模の経済不況における弊社の生産状況を精査し、改めて工場等の建設時期について、現在、社内で検討中である。」との報告をいただいたところである。

この報告を受け、同社の本市への進出が市民の雇用拡大だけでなく、地域経済

の活性化にもつながることから、多数の市民が期待していることを改めてお伝えするとともに、今後におきましても、早期着工に向け鋭意努力していただきたい旨を要請させていただいたところである。

「二回目の質問」

市長は早期着工に向け、鋭意努力してゆくと言われているが、単に口先だけの努力だけでは、その誠意が示せないのではないかと思う。市として、その条件を側面から補う環境整備も必要だと思ふ。アクセスへの必要な公共投資は、誘致企業にどの市町村でも行っており早期実現に繋ぐべく便宜を図ることが、会社への誠意を示すひとつの方法ではないか。こうした具体的な対応について議会への経緯と共に再度ご答弁願う。

「二回目の市長答弁」

牧野フライス製作所の新工場立地計画については、「今回の計画については、世界規模の経済不況における弊社の生産状況を精査し、改めて工場等の建設時期について、現在、社内で検討中である。」との報告をいただいたことから、今後においても、早期着工に向け鋭意努力していただきたい旨を要請させていただいたところである。

次に、議会への説明の経

緯については、本年二月十六日に富士勝山事業所長からの報告を受けこの間、議会に対し説明しなかつたことについては、今後、十分留意して参る。

企業立地は、誘致企業が自社の経営戦略等を踏まえ計画するものであり、地方自治体はあくまでも立地向けた支援策を行うことがその役割とされている。

今回の牧野フライス製作所の立地計画に対する本市の支援対応としては、昨年二月二十六日に同社と締結した覚書に基づいて、下水道施設等の社会資本の整備に努めるべく、本年度から二か年度にかけて下水道事業認可設計等を行っており、新年度に管渠実施設計を進め、平成二十二年度から平成二十五年度までの計画で、管渠工事を行う予定である。

さらに、当該地域へのアクセス道路として期待の高い東富士1号線についても、早期完成に向け鋭意努力している。

今後においては、企業立地向けた互いの計画等を確認し合いながら、連携して取り組んで参りたい。



について、現在の図書館、市民会館や富士五湖文化センターの施設は、老朽化が進み利用者に対する利便性や安全性の確保などを含めたサービスの提供への対応や富士五湖文化センターのアスベスト対策、不適格建物に対応するための整備が必要である。

また、この事業は、利用者にとつて快適で機能的、安全で誰もが安心して利用でき、文化創造活動、交流活動及び生涯学習の拠点となる施設として整備しなければならぬ重要な事業であり、多くの市民の皆様の要望が高く、真に望み、心待ちしている事業でもある。

さらには、不特定多数の市民が利用される市民会館は東海地震、富士山火山噴火、風水害などの災害時における避難場所にもなっている。大規模非常災害時における市民の安全を確保することは、行政としての最優先課題のひとつであるとともに、避難場所の確保に關して万全を期すことは、私に課せられた重要な役割でもある。

したがって、(仮称)市民文化エリア整備事業は、本市の他の各種施策との調整を行い、実施について決断したものである。

老朽箇所の改修のみの整備については、現在の施設の状態から見て、耐震補強、バリアフリー化、既存不適

格建物への対応、アスベストの除去などで多額の費用を必要とすること、また、耐震補強のための補強材などの設置により、施設全体の機能が著しく低下することから、図書館・市民会館については、新たな施設として建設することとした。

民間活力の利用について、この事業の推進に当たっては、これまでPFI事業導入について検討を進めて参った。その過程では、書籍

② 牧野フライス製作所新工場の着工延期について

「一回目の質問」

二月四日の日本工業新聞の記事において、牧野フライス製作所の牧野二郎社長は二千年年度の設備投資についての質問に答える形で原則凍結だ、山梨県富士吉田市に予定している新工場は着工の先延ばしを考えていると書かれている。この先延ばしと云う記事を見てがっかりしたのは市民ばかりではなく、この北麓地区全ての住民の気持ちである。

こんな環境の中で難しい事はわかるが、この事は市にとつても大きな願いでもあり、ここに住む将来を背負う青少年にとつて大きなことである。

市長は所信表明の中で、この件について報告を受けたと述べているが、その報告は私が知った二月四日の

などの集積、利用者数の確保、地域の特色を活かした講座等の開催、他の施設とのネットワークの構築、司書の育成などといった課題が明確なものとなり、これらの課題を総合的に検討し、また財源の確保や費用対効果等をも考慮した結果、PFI事業は、なじまないものと判断し、(仮称)市民文化エリア整備事業についての民間活力の導入は行わないものとした。

新聞報道の前にあつたのか、又、その報告に対し、どういう対処をしたのかご答弁願う。

「一回目の市長答弁」

株式会社牧野フライス製作所の工場立地計画については、当初、本年三月着工を目指す旨の報告をいただいていたが、先般の新聞報道による同社長コメントを踏まえ、二月十六日に富士勝山事業所長から「今回の計画については、世界規模の経済不況における弊社の生産状況を精査し、改めて工場等の建設時期について、現在、社内で検討中である。」との報告をいただいたところである。

この報告を受け、同社の本市への進出が市民の雇用拡大だけでなく、地域経済

の活性化にもつながることから、多数の市民が期待していることを改めてお伝えするとともに、今後におきましても、早期着工に向け鋭意努力していただきたい旨を要請させていただいたところである。

「二回目の質問」

市長は早期着工に向け、鋭意努力してゆくと言われているが、単に口先だけの努力だけでは、その誠意が示せないのではないかと思う。市として、その条件を側面から補う環境整備も必要だと思ふ。アクセスへの必要な公共投資は、誘致企業にどの市町村でも行っており早期実現に繋ぐべく便宜を図ることが、会社への誠意を示すひとつの方法ではないか。こうした具体的な対応について議会への経緯と共に再度ご答弁願う。

「二回目の市長答弁」

牧野フライス製作所の新工場立地計画については、「今回の計画については、世界規模の経済不況における弊社の生産状況を精査し、改めて工場等の建設時期について、現在、社内で検討中である。」との報告をいただいたことから、今後においても、早期着工に向け鋭意努力していただきたい旨を要請させていただいたところである。

次に、議会への説明の経

緯については、本年二月十六日に富士勝山事業所長からの報告を受けこの間、議会に対し説明しなかつたことについては、今後、十分留意して参る。

企業立地は、誘致企業が自社の経営戦略等を踏まえ計画するものであり、地方自治体はあくまでも立地向けた支援策を行うことがその役割とされている。

今回の牧野フライス製作所の立地計画に対する本市の支援対応としては、昨年二月二十六日に同社と締結した覚書に基づいて、下水道施設等の社会資本の整備に努めるべく、本年度から二か年度にかけて下水道事業認可設計等を行っており、新年度に管渠実施設計を進め、平成二十二年度から平成二十五年度までの計画で、管渠工事を行う予定である。

さらに、当該地域へのアクセス道路として期待の高い東富士1号線についても、早期完成に向け鋭意努力している。

今後においては、企業立地向けた互いの計画等を確認し合いながら、連携して取り組んで参りたい。



き、リニアックの導入を検討してきた。今回のリニアック整備の中断が、即座に地域がん診療連携拠点病院から外れるものではなく、全国の三十九道府県のうち二十九自治体において、新たなリニアック導入を含む指定要件を充足するのが困難な見込みである状況も

あり、厚生労働省内部においても、明確な結論には至っていない。したがって、奥脇議員御発言の「指定を放棄するがごとの決断」ではないものと考えている。また、議会への対応は、今後においても、十分に配慮して参りたい。



佐藤みどり議員

①雇用の創出について

「一回目の質問」

国は、緊急雇用創出事業として、非正規労働者や高齢者の雇用安定のために、地方自治体が民間企業等に事業を委託し、一時的に雇用を創出すること、生活就労相談を行うこと、また直接雇用を行うことができることとしている。

これらは、県に積み立てられる基金を原資に実施されるものだが、本市への配分枠はいくらか。また、本市としての具体的な取組みと予算額について、お聞かせ願いたい。

ふるさと雇用再生特別交付金事業は、地域の創意工

夫で地域の求職者を、企業やNPOが雇い入れる取組みを支援する為に創設された事業であるが、本市としての具体的な取組みと、配分枠に対する予算額をお聞かせ願いたい。

また、雇用を求める地域のニーズに応えるため、本市独自の取組みについて、お聞かせ願いたい。

「一回目の市長答弁」

緊急雇用創出事業については、本市においては、山梨県から二〇三万円の配分額の内示を受けている。具体的な取組みとしては、市立明見湖公園の緑地管理

業務の一部について、失業者二名を対象に、半年の短期雇用を予定している。予算額については、緑地管理業務三九二万五千円のうち、一六八万円を予定している。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金事業業について、本市においては、山梨県から新年度交付金として四五八二万円の配分額の内示を受けている。

具体的な取組みとしては、新年度において、「下吉田街なか拠点事業」及び「ホスピタリティ・ツーリズム事業」を実施する予定である。

「下吉田街なか拠点事業」は、中心市街地の活性化に向け、下吉田商店街の一角に人々が憩える機能を保持した拠点施設を開設運営する事業であり、これにより、新たに三名の職員の雇用創出を予定している。

「ホスピタリティ・ツーリズム事業」は、吉田口登山道や御師の町並みに拠点を確保することにより、エリア内を楽しく歩いていただき、「富士山インフォメーションデスク」を道の駅内に開設することにより、富士山情報の発信に努めるとともに、周辺ハイキングコースを活用した「眺める富士山」ビューポイントの充実をも図る。

これにより、新たに八名の職員の雇用創出を予定している。予算額については、

下吉田街なか拠点事業」が九〇〇万円、「ホスピタリティ・ツーリズム事業」が二二〇〇万円を予定している。

次に、雇用を求める地域のニーズに応えるための本市独自の取組みとしては、社会人及び大学生等に対する市内事業所等への就労幹事事業として、本市主催による合同企業就職セミナーを三十三の事業所の御参加をいただく中で、去る二月十二日に開催し、一六三名が参加した。

「二回目の質問」

緊急雇用創出事業、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」の何れの事業についても、予算額が配分枠を大幅に下回っている。そこで市長にお尋ねしたい。

一点目として、雇用創出のための緊急対策が打出されたのに、なぜ、枠いっぱい計画が立てられなかったのか。

二点目として、庁内で交付金利用についての検討はどのようにされたのか。

三点目として、ふるさと雇用再生特別交付金事業は「下吉田街なか拠点事業」と「ホスピタリティ・ツーリズム事業」の二事業になつていますが、中小企業やNPOにも声かけはしたのか。企業へはどのような方法で呼びかけたのか。

四点目として、今後、引き続きこの基金の有効活用を望むが、今後の対応についてどのように考えているか。

五点目として、年度末を迎え、今以上に失業者の増加が予測される中、対策本部を設置し、ハローワークと連携を密にし、市民が相談しやすい窓口の設置を望むが、市長はどのように考えるか。

「二回目の市長答弁」

緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における配分額に対する予算額については、国の第二次補正予算成立後の対応であり、計画から申請までの期間が短期間であったことから、配分額に見合うだけの事業編成及び計画を打ち出すことは、非常に困難な状況であった。

交付金利用の検討内容については「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」とともに、山梨県からの通知を受けた後に対応し、結果的に三つの事業計画を提出した。

「ふるさと雇用再生特別交付金事業」における受託機関の選定方法等については、「下吉田街なか拠点事業」と「ホスピタリティ・

3月市政 一般質問

ツーリズム事業”のどちらの事業も、従来から本市と富士吉田商工会議所、財団法人ふじよしだ観光振興サービスとがそれぞれ連携して実施していた事業をより発展させた事業であること、さらには申請期間が短期間であり、NPO等への声かけを行うには時間的な制約があったことなどから、両団体に委託することが最善であると判断した。

今後の対応については、今般の事業実施期間が三年間であることから、新たな採択事業の可能性及びNPO等も含める中で、事業の受け皿となる機関等について、引き続き検討していきたい。

雇用対策本部及び相談窓口の設置については、本市、公共職業安定所、富士吉田商工会議所及び財団法人産業雇用安定センターとの間で、富士吉田市雇用促進連絡会議を設置し、雇用の維持、創出等へ取組を推進している。

また、総合的な相談窓口の併設については、本市ができることとして、四月から開設予定の定額給付金支給受付窓口において、この期間中、総合的な相談への対応を図るとともに、具体的な雇用相談については、公共職業安定所の相談へと繋げていきたい。

本市の独自の取組みについては、今後とも、雇用関

係機関と連携を密にして、それぞれの行政組織の役割

② 職員の適正な配置と 人事評価制度について

【一回目の質問】

現在、それぞれの部署において、より専門性の高い仕事及要求されており、特に最近では、制度の新設、法の見直し等、複雑な内容が多いため、従来からの二

三年毎の配置換えでは市民に十分なサービスが提供できないように思われる。若いうちは色々な仕事を経験することが大切であり、ある程度の年齢になったら専門的にその道のプロフェッショナルとなることが求められていると思うが、市長は、職員の配置について、どのように考えているか。

また、機構改革の中で、グループ制を導入し、仕事の共有を図りながら業務を進めているが、この制度の効果をもどのように評価しているか。

人事評価制度については、昨年四月より試行的に導入されているが、人事評価制度の実施内容とその効果と問題点について、一年を経過した時点での考え方と今後の活用について、お聞かせいただきたい。

【一回目の市長答弁】

職員配置については、事務事業を円滑に遂行できる

位置付けの中で可能な施策を実施していきたい。

組織づくりを基本としているが、一方で多種多様な職場における様々な業務経験をとおして、職員一人ひとりの能力や資質を向上させることも重要であり、それらを総合的に判断し行っている。

グループリーダー制の導入効果については、現実には職員定数が減少化する中にあるため、新たな行政需要への対応などを含めた行政運営を図ってこられたこと、また、職員が担当の垣根を越えることにより職員同士の連携が促進され、様々な課題に対する複眼的なものの方、考え方を促す職場風土が醸成されつつあること等があげられる。

人事評価制度は職員の人材育成を主たる目的としながらも、職務職責に応じた給与体系の構築に寄与することをその目的の一つとして捉え、本年度から試行導入している。

実施内容は、職員の能力、意欲等に対する評価及び成果実績に対する評価を含めた職務遂行能力評価としている。

【一回目の市長答弁】

今回実施してみている効果については、少なくとも職員の意識変革に影響を与え

たものと認識しているが、一方で評価の客観性及び公平性の確保が、最も重要な課題であると考えている。今後の活用については、評価者研修等を実施し、制度をより充実させる中で、職員の意欲の醸成や能力の向上を図るとともに、人事異動等に有効活用していきたい。

【二回目の質問】

病院業務は、より専門的であり、行政の業務とは異なるところが多いので、採用については、分離して行うことが効率的であると思われるが、市長はどのような考えか。

次に、人事評価制度については、現在の評価方法は、最も身近な人から能力や意欲、成果実績について評価される手法であるが、公平で誰もが納得できる評価基準ができていない事から、人間関係の阻害、やる気の減退にもつながりかねない。現状にあった内容に見直し、評価者研修をしっかりと行い、職員の資質の向上と、住民サービスの向上に役立てていただきたい。

人事評価制度の見直しと、職員の資質の向上、やる気づくりについて市長のお考えをお尋ねしたい。

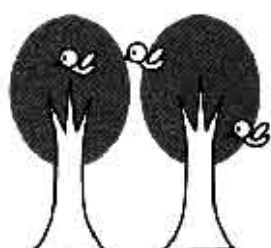
【二回目の市長答弁】

病院業務に対する専門職員の配置等については、市

立病院における保険診療による収入が、病院経営の中心的な財源であり、また保険診療等における診療報酬請求事務は、病院経営の根幹であることから、平成十九年四月から医事業務に精通した専門性の高い職員の配置を図るべく、診療情報管理士等の有資格者を計画的に採用し、病院事業の健全経営を図っている。

人事評価制度の見直しについては、本格実施に伴うマイナス面への影響等が生じないよう、評価者研修等を積極的に実施するとともに、職員の意見等を十分反映させ、現行の制度をより客観性及び公平性を備えた制度に熟成させていく。

また職員の資質の向上、やる気づくりについては、人事評価制度の最大の目的が職員の人材育成であるので、各種研修制度の充実と併せて、この人事評価制度をより充実させることにより醸成できるものと考えている。



③ 子育て支援について

「一回目の質問」

超少子化時代を迎え、子育て支援対策は、年々拡大され、平成二十一年度より本市においても、不妊治療助成制度の導入が予定され、また、医療費の無料化も小学校三年生までに拡大されることである。

そこで、市長にお伺いしたい。

一点目として、「安心の出産」に向けた施策として、十四回全ての妊婦健診を無料化する為の「妊婦健康診査臨時特例交付金」が、第二次補正予算に計上されたが、本市の今後の対応について、市長のお考えをお尋ねしたい。

二点目として、第三子の保育料の無料化については、子育て中の経済的支援として、現在、第三子の保育料の無料化を行っているが、現制度では、三人とも保育園に通っている場合のみ適用となっている。

昨年来の景気悪化が、子育て中の家計を直撃していることを考えれば、十八才以下のお子さんが三人いる家庭の第三子以降の保育料を無料にしていくよう制度を見直すべきであると考え、市長のお考えをお尋ねしたい。

三点目として、「安心」

ども基金」については、子育て支援の為の拠点施設の設置整備費の補助、保育所等緊急整備事業や、放課後児童クラブ設置促進事業等、平成二十二年度までの事業に利用できるものであるが、その活用について、どのようなお考えをお尋ねしたい。

「一回目の市長答弁」

妊婦検診無料化への対応については、国の関連法案成立の動向を見る中で、補正予算を計上し、無料検診を現状の五回から十四回へと回数を増やし、実施していきたい。

第三子の保育料の無料化について、本市においては国の基準額である所得税額の四階層区分を、保護者の所得状況によりさらに細かく六階層に区分することで、保護者の所得状況や児童の年齢を考慮した保育料を設定している。

また、国の基準では、二人以上保育園に入園している場合、二人目は半額、三人目以降は十分の一の負担としているが、本市では三人目以降は無料としている。行政サービスは公平に提供すべきであるとの考えから、応益の負担についても市民の皆様の御理解の上で実施していきたい。

昨今の社会経済状況は、子育て世代にとっても大変厳しいものであると十分認識している。来年度においては、乳幼児医療費助成対象年齢の引き上げ、不妊治療費助成事業など、市民の経済的負担の軽減を図る。

また、保育料に關しても、各家庭の状況を的確に把握したうえで、個々の家庭状況に合わせた対応に努めるなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進していく。

「安心こども基金」の活用については、本年四月における市内認可保育所や放課後児童クラブの入所予定人数は、概ね定員内にあるため、現状では、この交付金を活用できる保育園等の施設を整備する必要はないものと考えている。

「二回目の質問」

妊婦健診十四回の無料化制度は、二年間の時限措置となっているので、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減する為に、恒久的に実施していくことが求められるが、この二年間に国へ期間の延長を求めるとの何らかの働きかけをする考えがあるか。

次に、第三子の保育料の無料化については、確かに本市の保育料は国が定めた基準額よりは安く設定され

ているが、経済状況の悪化に伴い、保育料に対しても緊急措置が必要であると思われるので、具体策について、御答弁いただきたい。

次に、安心こども基金の活用については、保育園等の施設の現状が子供達にとって必ずしも満たされていないとはいえない。

特に、放課後児童クラブの施設については、現在、コミュニティセンターや自治会館の一部をお借りしているところが大半であるので、学校内の施設を利用して、学校内の施設を利用できるようにすれば、移動時の安全が確保され、グラウンドの利用も可能になる。

この基金を利用して、学校の空き教室の利用やプレハブ教室の設置について、検討してみる必要があるかと考えるが、いかがお考えか。

「二回目の市長答弁」

「妊婦健康診査臨時特例交付金」の継続交付については、地方自治体の財政が非常に厳しい現下では、平成二十三年度以降も安定して事業を実施していくためにも継続交付は前提条件であり、不可欠なものである。

このため、今後は、市長会等においてもこの課題を協議検討し、県を通じ平成二十三年度以降も引続き交付されるよう国に対して強く働きかけていきたい。

また、平成二十三年度以降の事業の実施については

「妊婦健康診査臨時特例交付金」の交付の有無に係わらず、本事業の重要性に鑑み、実施していかねばならないものと考えている。

第三子の保育料の無料化については、現在の経済情勢の動向を捉えて判断すると、保護者の負担が増加している状況も否定しがたい事実であるが、現段階では、各家庭の実情を十分把握する中で、減免も含めた軽減策にて対応することとしており、新たな枠組みの導入は考えていない。

しかし、今後の経済動向や生活状況をも注視し、検討すべき段階に至った場合には、階層区分の細分化や新たな軽減策の拡大も視野に入れ、速やかに対応していきたい。

放課後児童クラブへの「安心こども基金」の活用については、期限内で具体化することは非常に困難な状況である。

当面は、現行の施設での受け入れが概ね可能であることなどから、今後も関係機関等と協議を重ねる中で、より充実した施設整備に努めていきたい。



議案の処理結果(3月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第1号	平成21年度一般会計予算	可決	予算総額185億円で、前年対比7.8%増。主な歳入は市税62億8,952万円余り、地方交付税26億5,000万円、国・県支出金26億570万円余り、分担金及び負担金12億8,078万円余り、市債16億1,230万円、その他の収入40億6,170万円余り等。主な歳出は物件費34億602万2千円、人件費29億8,022万3千円、公債費22億8,082万7千円、補助費等18億5,680万1千円、扶助費18億5,970万8千円、投資的経費等35億4,891万5千円等。
議案第2号	平成21年度下水道事業特別会計予算	可決	予算総額18億4,169万4千円で、前年対比31%減。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道建設事業費、流域下水道整備事業費等。
議案第3号	平成21年度国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額55億4,206万5千円で、前年対比1.4%増。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第4号	平成21年度老人保健特別会計予算	可決	予算総額9,485万2千円で、前年対比78.2%減。歳出の主なものは医療諸費等。
議案第5号	平成21年度後期高齢者医療特別会計予算	可決	予算総額6億8,974万7千円で、前年対比6.3%減。歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第6号	平成21年度介護保険特別会計予算	可決	予算総額27億3,583万円で、前年対比10.8%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第7号	平成21年度介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額1,832万8千円で、前年対比19.6%減。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第8号	平成21年度看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額1億8,797万9千円で、前年対比1.2%増。歳出の主なものは人件費、委託料等。
議案第9号	平成21年度大明見水道特別会計予算	可決	予算総額は1億4,972万円で、前年対比14.5%減。歳出の主なものは人件費、工事請負費等。
議案第10号	平成21年度市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入65億1,740万7千円、同支出64億4,083万7千円、資本的収入2億8,157万4千円、同支出3億4,648万2千円とするもの。
議案第11号	平成21年度水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億2,288万円、同支出5億1,033万円、資本的収入2億2,693万3千円、同支出4億3,821万8千円とするもの。
議案第12号	富士吉田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	可決	地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、認可地縁団体の事務所に関する語句を改めるため、所要の改正を行うもの。
議案第13号	平成21年4月1日から平成23年4月26日までの間における富士吉田市長等の給料の減額に関する条例の制定について	可決	本年4月から現市長任期中の間における市長、副市長、教育長の給料の20%を減額するため、所要の規定を整備するもの。
議案第14号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市立病院医師に対する初任給調整手当の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。
議案第15号	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市職員の給料の減額に関する条例の制定について	可決	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市管理職員等の給料を減額するため、所要の規定を整備するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第16号	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	可決	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するもの。
議案第17号	富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について	可決	他の地方公共団体を退職し引き続いて富士吉田市職員に採用になった場合の勤続期間算定基準を明確にするため、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間、当該カード発行にかかる手数料の無料化に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第19号	富士吉田市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について	可決	事務報告書への添付書類の追加など、所要の改正を行うもの。
議案第20号	富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について	可決	子育て世帯の医療費負担を軽減するための乳幼児医療費助成対象年齢の引き上げについて、所要の改正を行うもの。
議案第21号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	可決	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、参照する項番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第22号	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	可決	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、リサイクルの対象となる家電製品として液晶式及びプラズマ式テレビ等が追加になることなどから、所要の改正を行うもの。
議案第23号	富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	現行の診療科目に形成外科及び救急科を加えることに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第24号	富士吉田市小口金融融資条例の一部改正について	可決	中小企業者等への経済的支援対策として、現在実施している利子補給金の交付率引き上げ支援措置を来年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うもの。
議案第25号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	上宿団地の老朽化による一部取壊しに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第26号	水道料金の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	水道事業の円滑な経営を確保することを目的として、装置料金及び水量料金を改定するため、関連する条例について、所要の規定を整備するもの。
議案第27号	富士吉田市立学校施設使用料条例の一部改正について	可決	市内の小中学校の体育施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第28号	富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴い、参照する条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第29号	富士吉田市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に施設の管理を行わせることができるようにするため、並びに使用料の見直し等所要の改正を行うもの。
議案第30号	富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	市民体育施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第31号	富士吉田市福祉ホールの指定管理者の指定について	可決	地方自治法第24条の2第3項の規定により、富士吉田市福祉ホールの管理について指定管理者を指定するもの。
議案第32号	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第24条の2第3項の規定により、富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第33号	富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第24条の2第3項の規定により、富士吉田市民の体育施設の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第34号	富士吉田市副市長の選任について	同意	富士吉田市副市長に和光 泰氏（松山3丁目4番14号）を選任するもの。
議案第35号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	富士吉田市教育委員会委員に秋山勝彦氏（松山3丁目8番13号）を任命するもの。
議案第36号	富士吉田市基金条例の一部改正について	可決	介護報酬の改定に伴い、新たに介護保険料の急激な上昇を抑えるための介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、所要の改正を行うもの。
議案第37号	富士吉田市介護保険条例の一部改正について	可決	第4期介護保険事業計画による介護保険料算定に伴い、介護保険料の額を改定するため、所要の改正を行うもの。
議案第38号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算（第7号）	可決	歳入歳出にそれぞれ8億7,227万7千円を追加し、総額を203億3,841万8千円とするもの。
議案第39号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算（第8号）	可決	歳入歳出にそれぞれ4億3,461万8千円を追加し、総額を207億7,303万6千円とするもの。
議案第40号	平成20年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出からそれぞれ1億2,210万円を減額し、総額を25億5,305万8千円とするもの。
議案第41号	平成20年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	可決	歳入歳出にそれぞれ5,000万円を追加し、総額を55億5,913万1千円とするもの。
議案第42号	平成20年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1億円を追加し、総額を5億3,611万円とするもの。
議案第43号	平成20年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ57万5千円を追加し、総額を7億4,204万8千円とするもの。
議案第44号	平成20年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1億7,926万7千円を追加し、総額を26億6,801万3千円とするもの。
議案第45号	平成20年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第2号）	可決	収益的収入及び支出につきまして、収入を1,141万1千円増額し、総額を65億1,410万7千円とし、支出を1,141万1千円増額し、総額を64億2,667万7千円とするもの。
議案第46号	平成20年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第3号）	可決	収益的収入及び支出につきまして、収入を2,766万6千円増額し、総額を5億4,718万6千円とし、支出を2,766万6千円増額し、総額を5億3,559万3千円とするもの。
議案第47号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員に白須一彦氏（新倉218番地）、萱沼郁雄氏（下吉田14番地）を選任するもの。
議案第48号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	可決	富士吉田市議会議員の費用弁償の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。